

Research Paper Series

No. 29

17世紀末と18世紀初めの
ロンドン女性労働市場

ピータ・アール^a著

<米山 秀^b訳>

2021年3月

^a London School of Economics and Political Science

<^b 東京都立大学大学院経営学研究科客員教授（東京都立大学名誉教授）>

17世紀末と18世紀初めの ロンドン女性労働市場¹

ピーター・アール

近世史家は、フェミニストの19世紀史家から投げかけられた難題に直面してきた。その難題とは、資本主義の腐敗した手により女性が社会の寄生虫や工場の食い物へと格下げされる以前の時代、すなわち、女性が勤勉であれば家庭での役割と社会的責任とを両立できたとされる「古き良き時代 *bon vieux temps*」をいつに設定するか、ということである。しかし今日までに、「古き良き時代」がいつであったのかは非常に曖昧であることが分かってきている²。

<古き良き時代>

この「古き良き時代」についての仮説は1919年に初めて刊行されたアリス・クラークの先駆的な著作『17世紀の女性の労働生活 (*Working Life of Women in the Seventeenth Century*)』によるところが大きいことは間違いない。クラークの研究は17世紀イギリス経済全体に関わるものの、その多くは本論文のテーマであるロンドンの女性の労働生活に関連している。クラークは、当時のロンドンの事業形態を典型的な「家族産業 (*family industry*)」、すなわち、「独立した親方 (*master*) 職人の妻であれば誰もが・・・夫と仕事の分担ができた」手工業の発展の一段階であったとみなしていた³。ところが、クラークによれば、「資本主義」の台頭によって事業規模が拡大した結果、資金を有する少数の雇われ職人 (*journeymen*) だけが独立して事業を始めることができ、多くの雇われ職人は雇い主が所有する仕事場で働くために毎日自宅から出勤しなくなってきたが、そこには妻たちが働く場所はなかったので、「家族産業」は衰退した、というのである。

この仮説についてクラークが示した根拠は不十分なもので、上記のような発展がいつ起こったのかについても彼女は確信を持っていたわけではなかった。しかし、夫とのパートナーシップを築く機会を奪われる女性が増えたのは17世紀後半であったとクラークはみなしていたようである。クラークによれば「直接的な結果ははっきりしないが・・・

¹ 草稿で読んでくれた Vanessa Harding に感謝する。

² Hufton, 'Women in history', p. 126.

³ Clark, *Working life*, p. 10.

裕福な資本家の妻が働かなくなり、親方職人の妻は経済的自立性を失って夫の無給の家事奉公人(domestic servant)になり、その一方で賃金労働者の妻は当時の苦汁産業の世界に引きずり込まれたという可能性が高い。それぞれの階層ごとの人数はわからないが、17世紀全体では、夫の生業の中に自らの生産的活動の範囲を見出すことができる女性のほうがまだ人数としては多かった可能性が高い⁴」ということになる。

クラークの著作が刊行されてから70年が経つものの、「働かなくなった妻」や「家事奉公人になった妻」また「当時の苦汁産業の世界へ引きずり込まれた妻」の「それぞれの人数」はおろか、クラークのこの基礎的な仮説の真偽の判断についてさえ、私たちの理解はほとんど進展を示すことができていない。実際、私たちは近世ロンドンの女性労働力について、バラバラでごく表面的な部分以外は実質的に何も分かっていないと言っても過言ではない⁵。本稿は、17世紀末期から18世紀初期にかけてのロンドンの教会裁判所での女性証人による宣誓証書を検討することで、この問題の解明に寄与しようとするものである。そうした史料は移民の形態や識字率の考察に利用できるものとしてよく知られてきており、この二つの主題については§2と§3で検討する。しかし、1695年から1725年の短い期間に関してではあるが、宣誓証書が女性の雇用についての詳細な情報を与えてくれるもので、ここで議論しようとする問題の解明に資することはあまり知られてきていない⁶。

1 <史料>

本研究では、3カ所の教会裁判所の記録を使用した。第1に、このうち最も重要なのは、名誉毀損、離婚、婚姻の合法性などに関する訴訟を主に扱っていたイギリス国教会ロンドン主教教会(会議)裁判所(Consistory Court of the bishop of London)のものである⁷。第2に、現存するこの時代の記録のほぼすべてが遺言をめぐる訴訟に関するものとなっているイギ

⁴ Clark, *Working life*, p. 325.

⁵ この主題に関する最良の議論の多くは、女性の雇用に関して George, *London life* に散在する言及に見られるはずである。

⁶ 同一の史料は男性の雇用に関して同様の情報を提供するものであるが、本稿の分析をそのまま利用することは困難であろう。多様な男性の職業数に比して、生活維持

(maintenance)に関する質問に答えた男性の証言はあまりに少ないからである。さらに、職業の分布は男性の証言のかなりの割合が専門職(聖職者、法律家、代書人、薬種商、外科医、教区役人)の証拠であったという事実によってゆがめられていたからである。

⁷ 記録は the Greater London Record Office (以下 GLRO)に保管されている。訴訟の分布に関する見通しは二つの宣誓証書簿, DLC 245 (1697) and DLC 249 (1705-7). から得られる。宣誓証書は157の訴訟に関するもので、うち92件は名誉棄損訴訟、61件は婚姻に関するもので、4件はその他主として教区の事業に関するものであった。名誉棄損訴訟では256証言があり婚姻訴訟では406証言があり、後者は前者の平均2倍以上証言があった。全体でこれら二つの証言簿には683人の証人がおり、内382人(56%)は女性であった。

リス国教会カンタベリ大主教代理裁判所(Commissary Court)、さらに第3に、イギリス国教会カンタベリ大主教特別教区裁判所(アーチ裁判所)(Court of Arches)からその他の史料を収集した。このイギリス国教会カンタベリ大主教特別教区裁判所については、上訴裁判所としての機能を有していたが、大主教の特別教区であったロンドン市内13教区の第一審裁判所としても機能していた。この管轄の定義は曖昧であり、実際、扱っていた多くの案件はこれら13教区の住民でないロンドン市民が起こした訴訟の第一審であり、内容はイギリス国教会ロンドン主教教会(会議)裁判所が扱っていたものと類似していた⁸。

これら3カ所の教会裁判所はいずれも、書面にて裁判を行っていた。原告は、書面申し立てにより提訴する代理人を指名した。被告人も同様に代理人を立て、その回答は「陳述(allegation)」と呼ばれていた。証人からの証拠として、番号の振られた尋問調書が用意され、証人はこの尋問調書について記録係の取り調べを受けた。記録係が「他の人間が室内にいない・・・個室で・・・証人の回答を書面にまとめ・・・その内容を各証人に対してはっきりと読み上げ」、証人はこの宣誓証書に署名またはイニシャルなどのマークをしるした⁹。

尋問調書には係争内容に関する質問に加え、証人自身に関する質問も含まれており、ここで関心があるのは后者である。これらの質問は、適切であるとみなされればどのような形であってもよく、証人の地位や信頼性について大まかに把握できるよう設定されていた。回答からは、年齢、婚姻関係、出生地、居住地、過去数年間における転居の状況、婚姻期間、夫の職業、資産規模、教会に定期的に通っているか、原告および被告との関係など、まとまった多くの情報が得られる。1695年頃から1725年頃までの間、証人は「どういった手段でどのように生計を立て、生活を維持しているのか」という質問を受けることが頻繁にあった¹⁰。こうした質問への回答が、まさに当時の雇用状況についての情報をもたらしてくれる。一つの訴訟に関わる証人全員に同じ尋問調書が使われたものの、すべての質問がすべての証人に訊かれたわけではなく、すべての証人が訊かれたすべての質問に回答したわけでもなかった。女性の証人は男性の証人よりもプライベートに関する質問をよく訊かれるとい

⁸ イギリス国教会カンタベリ大主教代理教会裁判所記録は Guildhall Library (以下 GHMS) にあり、イギリス国教会カンタベリ大主教特別教区裁判所の記録は Lambeth Palace Library (以下 LPL) にある。大半のロンドンの訴訟は第1審であり上告ではないという仮定は、同じ時期にイギリス国教会カンタベリ大主教代理教会裁判所とイギリス国教会カンタベリ大主教特別教区裁判所で見られた証言の間に、繰り返しほとんど見られないという事実によっている。イギリス国教会カンタベリ大主教特別教区裁判所に関しては Slater, Lists; idem, 'The records'; Barber, 'Records of marriage'. 参照。教会裁判所に関する研究の多くは内乱期以前に関するものであるが、それらの多くは1660年以降の時期の理解にも有益である。Owen, *Records of the established Church*, (特に第6章)。Wunderli, *London church courts*; Houlbrooke, *Church courts*; Marchaunt, *Church under the law*; Sharpe, *Defamation*; Ingram, *Church courts*.

⁹ Law, *Forms of ecclesiastical law*, p. 225. このセクションの裁判所の実務については、上記の; Consett, *The practice*; および Owen, *Records of the established church*, 特に pp. 36-8. に依拠している。

¹⁰ GLRO DLC 152, fo. 95, Long v. Hutchins.

うバイアスがあったとみられ、また、どういうわけか女性のほうが興味深い回答をするという傾向を示していた。

教会裁判所は 1640 年代および 1650 年代には閉鎖されており、記録が再開されたのは 1665 年頃からである。本研究では、当時ロンドン在住であった女性の証人の宣誓証書からサンプルを二種類収集した。一種類目は、「出身(origins)」サンプルであり、宣誓証書の導入部分に出身地が明記されている女性の証人全員について、宣誓証書が書かれた年、証人の年齢および出身地、そして証人が署名をしたかマークをしたかという情報を収集したものである。該当する事例は 1665 年から 1725 年の間にちょうど 2,000 件あまりあり、女性の移動と識字能力のパターンを分析するために使用された。二種類目は「雇用(employment)」サンプルであり、より詳細に分析された。1695 年から 1725 年の間に、どのように扶養されていた (maintained) か、または雇用されていた (employed) かについての情報を含む証拠を提供した 851 人の女性の証人をサンプルとした¹¹。

ほとんどの事例において、証人は原告または被告の知人であったか、名誉毀損となる発言が起きた場面に偶然立ち会っていた人物であった。こうした証人の選出には明らかなバイアスはほとんど見られない¹²。また、本稿で議論する主題に関して偽証しようという動機は、証人が自らの社会的地位を実際よりも高く見せようとする以外には、あまりなかったとみられる。荘厳な場で取り調べが実施され、偽証した人間の死後の行き先について頻繁に念押しされていたとは言え、真実がすべて裁判所の記録係に伝えられていたとするのは賢明ではない。例えば、売春や盗みを生業としていると述べた女性は一人もいなかったのに、一人ならずのサンプル証人が街娼または売春宿で働く娼婦であると他の証人が主張している場合があった。この点はさておき、ある女性が自らのことを、ニューカッスル生まれ、26 歳、結婚歴 2 年で魚売りを生業と言った場合、これら 4 つの供述がすべて正確であったとみなせる可能性は高いと思われる。ただし、年齢が高い女性の場合は、年齢や結婚歴が正確でなかったであろうと思われる¹³。

¹¹ 「出身」サンプルは GLRO DLC 236- 62, 631-4; GHMS 9065A/8- 11; LPL Eee 1-11. に出生地が記録されている証人によって構成されている。「雇用」サンプルは GLRO DLC 244-62, 631-4; GHMS 9065A/9-11; LPL Eee 8- 11 に生活維持に関する情報があるすべての女性証人によって構成されている。

¹² 最もありうるバイアスは、奉公人があまりに多かったことかもしれない。奉公人はしばしば離婚訴訟において証言するように求められているからである。しかしバイアスはわずかである。彼らの証言は何年も前のことに関するもので、証言をした時までに彼らはすでに奉公をやめ、結婚をしたり何か他の職業についていたからである。

¹³ 「出身」サンプルで報告されている年齢はスミスのインデックスによって不正確さの検証をされた。スミスのインデックスは 1,3,5,7,9 で終わる申告年齢を数え全報告年齢の 40%であるとするものである。検証結果は、20 才から 29 才では 94.7%、30 才から 39 才では 75.4%、40 才から 49 才では 53.5%、50 才から 59 才では 37.7、60 才から 69 才では 51.9%; 全年齢 20 才から 69 才で 71.0%であった。ロンドン生まれは移入民よりかなり高い結果で、81.7%対 66.8 %であった。30 才以上の女性 はかなり低い結果であった。明らかに記録年齢からかなりさかのぼった計算が正確さに明らかに影響を与えているとい

表1 サンプルの年齢構成					
年齢集団	ロンドン生まれ	移入民	全サンプル	男性と女性	1696年
15-9才	12.8	4.7	7.1		12.2
20-4才	19.3	12.5	14.6		12.0
25-34才	31.2	30.6	30.8		21.3
35-44才	19.6	24.9	23.3		18.4
45-54才	9.7	15.5	13.8		16.4
55才以上	7.4	11.8	10.4		19.7
	100.0	100.0	100.0		100.0
典拠：「出身」サンプルの全員（本文注11を参照）15歳以上					
（サンプル数2106）1696年の男女数はWrigley and Schofield, <i>Population History</i> , p.218より計算）					

こうした「サンプル」が、どの程度当時の女性の典型であったかを調べる事が明らかに望ましいものの、サンプルがどのような母集団から抽出されたのかについての情報があまりに少ないため、これはむずかしい。表1は「出身」サンプルの年齢構成を調べたものである。低年齢の少女が証人となったことは稀であったため、対象を16歳以上に絞った。年齢構成の比較対照としては、リグリとスコフィールドによる遡及推計 back-projection 法による1696年の人口の年齢構成を用いた。一見すると、サンプルに含まれる若年層と中高年層の人数が過少に見えるが、単に当時のロンドンの人口構成の実情を反映しているとも考えられる。当時のロンドン市民のかなりの割合が、一般に20代初めになってから転入してきた移入民であったために¹⁴、他の地域よりも10代女性が占める割合が相対的に低かったという事実を反映して、10代終わりの証人が少ないという可能性がある。一方、45歳以上の証人が少なかったのは、ロンドンの成人の寿命が短かったことを反映している可能性がある。

サンプルの年齢構成は、当時の女性人口を反映できているようだが、明らかな地域的バイアスがあったことが表2から分かる。シティおよびイーストエンドについては、相対人口比率と両地域からの証人の人数比率が概ね一致しているが、ウエストエンドについては人口に対して証人の数が多すぎ、北部および南部の郊外については、少なすぎる。南部地域は当時ウィンチェスタ主教の管轄域であり、同主教が保管していたテムズ川の南にあるサリー州に関するイギリス国教会の教区裁判所の記録が現存していないとみられるため、テムズ川以南の地域からの証人が少ないことについては容易に説明がつく。しかし、北部郊外から

う事実で、以下20-21頁の結婚年齢に関する短い議論と同様である。

¹⁴ 以下20-21頁参照。

の証人が相対的に少ない理由の説明は困難である。

サンプル群は当時のロンドンの社会構造をどの程度反映できているだろうか。当然のことながら、この問いはかなり定義も測定も困難な問いだが、おそらくロンドンの貧し

表2 サンプルの地域分布					
地域	「雇用」サンプル		死亡表埋葬者		
	人数	%	人数	%	
市壁内シティ	92	10.9	2,674	11.5	
西部郊外 ^a	462	54.9	8,089	34.8	
東部郊外 ^b	194	23.0	5,295	22.8	
北部郊外 ^c	59	7.0	3,749	16.2	
南部郊外 ^d	35	4.2	3,414	14.7	
	842	100.0	23,221	100.0	
不明	9				
	851				
注:					
a	St. Andrew Holborn, St. Bride および全西部教区				
b	St. Botolph Bishopsgate, St. Botolph Aldgate および全東部教区				
c	St. Andrew Holborn と St. Botolph Bishopsgate間の全北部教区				
d	テムズ以南の全教区				
典拠: 「雇用」サンプル (本文4頁<原文p.330>と注11参照) ; <i>Collection</i> による					
1695年から1697年と1723年から1725年までの死亡表における平均埋葬数					

い女性にいくらか偏っているとみられる¹⁵。商人、卸売業者、あるいは社会的地位の高い職業に従事する者の妻が非常に少ない一方で、店主、手工業者、事務弁護士、あるいは税関職員といった公務員の妻など、下位中流階層(the lower middle class)の者は十分に含まれている。また、離婚訴訟の事例では、ウエストエンドの社交界の富裕層を代表する者もある程度含まれている。中流階層 (middle class) より下については、サンプルはロンドンの職人

¹⁵ サンプルの社会構造に関するこの印象のさらなる支持は証言者の財産額に関する陳述から得られる。とはいえ、サンプルの5分の1しかそうした質問に答えておらず、また多くの回答はかなり意味のないものであったので、確かな結論に達するのは困難ではある。半数近くは、「何もない」、「ほんの少し」、「多くはない」、「働いただけ」と述べており、4分の1は純財産が50ポンドに達するとしており、残りの4分の1はそれ以上、10%未満が500ポンド以上と推定していた。

および労働者階層を非常に良く反映できているようである。そして、サンプルの大半を占めるのが、この階層の人々の妻、娘あるいは寡婦といった女性である。サンプルが社会のどの程度下までの階層を含むかについて述べることは難しい。教区の支援を受けていたような非常に貧しい女性もいくらか含まれているものの、教会裁判所で証拠を示すのには不適格であると考えられていた品位を欠く階層の者はおそらく除外されている。

II <移動>

近世ロンドンは人口の大半を移入民が占める都市であったことを踏まえれば、ロンドンの外で生まれた市民が人口のちょうど 70%弱を占めていたというサンプルの構成には、意外なところはまったくない¹⁶。表 3 は、サンプルの出生地と、エリオットによるイギリス国教会カンタベリ教区裁判所の 1565 年から 1644 年の証人のサンプル、さらにはグラスによる 1690 年時点のフリーメン（<市民権取得者>）の出身地についての分析を比較したものである¹⁷。最初の 2 列に示した教会裁判所の証人の 2 サンプルを見ると、出身地の地域分布が驚くほど似ており、唯一の大きな違いは、イングランド東部の州からの移入民の比率だけとなっている。徒弟およびフリーメンのリストの分析からは 17 世紀の移入民流入が顕著に減少したことが判明しているが、この 2 列からはあまり根拠が得られない¹⁸。ロンドン周辺諸州（home counties）およびミッドランズ南部からの移入民の比率はわずかな上昇しか見られないほか、イングランド北部からの移入民の減少は、非常に大きいと言うほどではなく、スコットランドおよびアイルランドからの移入民数の大きな増加がこれを打ち消すどころか上回っていたことが分かる¹⁹。

¹⁶ 首都の人口増加を可能にする流入民数の推計は、他の時期に関して Wrigley, 'Simple model' と Finlay, *Population and metropolis*, pp. 8-9 参照。

¹⁷ Elliott, thesis, pp. 66-7; Glass, 'Socio-economic status', p. 387. グラスのデータは「判読不能及び不明」を省略しており、ロンドン 430、ミドルセックス 71、サリ 54 としておりミドルセックス、サリーから来たロンドン人を除外している。

¹⁸ この主題に関する要約については、Wareing, 'Changes in geographical distribution'. 参照。また Patten, *Rural-urban migration*; Kitch, 'Capital and kingdom' <川北 稔（訳） [1992] 『メトロポリス・ロンドンの成立：1500 年から 1700 年まで』 三嶺書房, 所収 >; Elliott, thesis, pp. 158-9 も参照。教会裁判の宣誓証書に基づく研究において、Souden, 'Migrants', p. 148 は 17 世紀に地方都市に移動する移動域に縮小がみられないことを見出した。彼はまた宣誓証書の証拠が移動の型を検証するのに最良の機会を提供することを示唆している。これには疑問の余地がないように思える。徒弟や市民といったような地理的移動研究の伝統的史料が都市人口のかなり少数の特権的な部分しか反映しなくなる 17 世紀後半からは特にそうである。宣誓証書を用いたもう一つの研究 Clark, 'Migration' も参照。

¹⁹ スコットランド、アイルランドや外国からの流入者の増加は本研究の後半の時期に特に顕著で全流入者の 5.3%から 12.5%に 1695 年の前後で上昇した。フランスは外国からの流入者の最大の源泉で 26%を占めた。少数はオランダや「ベルギ」やドイツ、ポルトガル、スペイン、イタリア、ニューイングランド、インド、西インドから来ていた。

ところが、1665年から1725年の女性の証人と1690年のフリーメンを比較した場合（2列目と3列目）、移民の出身地に大きな違いがあったことが分かる。女性の証人ではフリーメンと比べて、イングランド外の出身者の比率は9%以上、イングランド北部の2地方の出身者の比率は6%弱、それぞれ上回ったが、同時にロンドン周辺諸州およびミッドランズ南部出身者の比率については10%弱下回った。これらは顕著な差とまでは言えないものの、女性の証人のほうがフリーメンよりも長い距離を移動してロンドンにたどり着いたことは示しており、これら2グループの移民時の体験は同じではなかったということを示唆するものである。

表3 移動の型			
	宣誓証人 (1565-1644)	女性 (1665-1725)	フリーメン (1690)
出身地域	N=1315	N=2121	N=1548
	%	%	%
ロンドン周辺州 ^a	17.8	18.9	20.3
ミッドランズ南部 ^b	13.4	14.4	22.9
ミッドランズ北部 ^c	11.4	10.6	14.3
西部諸州 ^d	14.6	16.8	18.0
東部諸州 ^e	12.4	6.1	5.8
南部諸州 ^f	2.6	3.8	4.6
北東部 ^g	9.3	7.0	4.8
北西部 ^h	11.4	10.0	6.3
ウェールズ	3.3	3.3	2.2
スコットランドとアイルランド	1.4	5.7	0.6
外国	2.4	3.4	0.2
	100.0	100.0	100.0
全移入者	78.1	69.4	72.2
ロンドン<出身者>	21.9	30.6	27.8
	100.0	100.0	100.0
注記			
地域はElliotに同じ			
a Middlesex, Herts, Surrey, Kent, Essex;			
b Bucks, Beds, Oxon, Berks, Northants;			
c Warwicks, Notts, Derbys, Staffs, Leics;			
d Gloucs, Wilts, Somerset, Dorset, Devon, Cornwall, Worcs, Hereford;			
e Cambs, Lines, Rutland, Hunts, Suffolk, Norfolk;			
f Sussex, Hants;			
g Yorks, Northumberland, Durham;			
h Lanes, Cheshire, Shropshire, Cumberland, Westmorland.			
典拠: 宣誓証人(1565-1644)は、Elliot, thesis, p. 169 及びGlass, 'Socio-economic status', p. 387による。 女性(1665-1725)は、「出身」サンプル(表1参照)による; フリーメン(1690)は、Glass, 'Socio-economic status', p. 387による。			

III <識字率>

ロンドンの女性の識字率は既にクレッシによって研究されている。彼はランダムなサンプルではあるが、本稿と同じ教会裁判所宣誓証書を用いていた。名前をサインできる女性は1640年までの10年には10%不足であったのが、1680年代には36%、1690年代には48%、1720年代には56%に上昇したという、17世紀における識字率の驚くべき改善を見出した。さらに、彼は17世紀におけるこの識字率の上昇を説明する二つの仮説を示唆した。「後期スチュアート期と初期ハノーヴァ朝の首都の女性の教育革命」という仮説と、「他のところで識字を学んだ人々をロンドンが掬い取った」という仮説の二つである²⁰。

表4 ロンドン女性の識字率							
証人の出生	ロンドン生まれ		流入者		全証人		
	数	識字率	数	識字率	数	識字率	
1640年以前	104	32.7	311	34.7	415	34.2	
1640-9年	90	51.1	241	42.7	331	45.0	
1650-9年	67	55.2	233	43.8	300	44.8	
1660-9年	83	62.7	272	54.8	355	56.6	
1670-9年	125	60.0	200	58.0	325	58.8	
1680年以降	174	67.2	215	58.6	389	62.5	
典拠：「出身」サンプル（表1参照）							

²⁰ Cressy, *Literacy*, pp. 147-9. この問題の専門家たちは、識字能力はほぼ読みの流暢さを反映するが、書きの流暢さは反映しないであろうことを示唆している Cressy, *Literacy*, pp. 54-5; Schofield, 'Dimensions of illiteracy', pp. 440-1.参照。

表5 ロンドン生まれ女性の識字率							
証人の出生	市壁の内側のシティ		西部郊外		西部以外の郊外		
	数	識字率	数	識字率	数	識字率	
1640年以前	31	58.1	32	37.5	41	9.8	
1640-9年	28	71.4	23	47.8	39	38.5	
1650-9年	19	73.7	22	54.5	26	42.3	
1660-9年	19	68.4	26	65.4	38	57.9	
1670-9年	23	82.6	50	64.0	52	46.2	
1680年以降	42	69.0	73	65.8	59	67.8	
注：ロンドンの地域は表2と同様							
典拠：「出身」サンプル（表1参照）							

表6 女性移入者の識字率					
出身地域	1660年以前生まれの証人			1660年以降生まれ証人	
	数	識字率		数	識字率
ロンドン周辺諸州	150	38.7		128	50.8
ミッドランズ南部	117	38.5		95	63.2
ミッドランズ北部	80	48.7		77	64.9
西部諸州	144	36.8		104	64.4
東部諸州	55	47.3		35	62.9
南部諸州	31	41.9		25	76.0
北東部	47	40.4		56	46.4
北西部	82	35.4		65	47.7
その他	80	37.5		102	60.8
注：ロンドンの地域は表3同様					
典拠：「出身」サンプル（表1参照）					

表7 年齢集団別識字率					
年齢集団	ロンドン生まれ		流入者		識字率
	数	識字率	数	識字率	
19才以下	88	48.9	69	36.2	
20-24才	121	58.7	184	43.5	
25-29才	105	63.8	210	50.0	
30-34才	241	60.6	241	53.5	
35-44才	127	62.2	367	51.8	
45-54才	60	51.7	228	47.8	
55才以上	48	27.1	174	39.1	
典拠：「出身」サンプル（表1参照）					

これらの仮説は表4から表6で検証される。表では移入者とロンドン生まれは区別されている。証言はあらゆる年齢の人によってなされているが、識字率は証言の年代ではなく生まれた年の10年代ごとに作表されている。多くの人は書くことをほぼ同様な年齢で学んだと思われるから、これは適切な方法であろう。識字の改善は明らかにあらゆるところで見られたが、特にロンドン生まれでは1640年代、流入者では1660年代生まれの証人に顕著であった。そうした発見はロンドン女子の教育の改善を確かに示すが、改善が特に顕著なのはスチュアート朝後期やハノーヴァ朝初期ではなく17世紀中葉のことだった。それらはまた移入者が地方女子の「上澄み」であることも示している。ヒューストンは1640年代から1690年代の間の北部巡回裁判における女性の証人の識字率を7%から14%まで10年ごとに計算した。1720年代と1730年代には26%に上昇したが、この数値は表6における北東や北西の証人の識字率と比較できる数字であろう。クレッシはイーストアングリアに関して、ヒューストンと同様なパーセンテージを見出している。イーストアングリアからのロンドンへの女性移民は北部からの女性移民より識字能力が高かった²¹。

しかしながら、ロンドン女性の高い識字率はクレッシ仮説とはあまり関係がない可能性が高い。もし、文書にサインする能力が子供の時に習うようなもので、識字の一般的水準が上がっているとすると、識字率は証人の年齢が上がれば、直線的な下向を示すはずである。だが実際は、表7が示すように、年齢集団で分析した時、識字率は直線の下向というより、逆U字形をしていた。識字率は、若い証人では比較的低く、ロンドン生まれでは20代後半に、流入者では30代初めにピークを迎え、それ以降の年齢集団では、落ち始める。こうした発見は、かなりの宣誓証人が、名前を書くことを親や学校ではなく大人にな

²¹ Houston, 'Development of literacy', p.204; Cressy, *Literacy*, p.144 参照。

ってから学んだことを示しており、とすれば識字能力の改善と教育の改善の間に何らかの直接的関係があったとすることに疑いを抱かせるものである²²。それらの発見は、さらに識字のテストに署名を用いることにも疑問を投げかける、署名がこれらの成人の女性が実際に学習したものすべてだったかもしれないからである。女性の宣誓証人の間の一定しない署名、スペルを間違った署名および事実上読解不能な署名の広がり、彼女たちの多数が署名以外ほとんど学習していなかったことを確かに示唆している²³。

IV <生計維持>

ここでロンドンの女性たちが暮らしのために何をしていたのかという問題に移り、まず最初にそもそも彼女たちは雇用から収入を得ていたのかについて見ていくこととしたい。自らの生活をどのようにして維持しているかについて質問された女性の証人たちは、当然、幅広い回答をした。これらの回答は、女性本人の雇用、夫の雇用または財産、親族または友人からの支援、自らの資産、間借り人の受け入れ²⁴、教区からの支援、王室からの年金という7項目に分類することができる。このうち、王室からの年金は、軍人の夫に先立たれた寡婦や一部のユグノの女性に支給されたものである。また、例えば、自身と夫の両方の雇用、あるいは自身の雇用に加えて教区からの支援をいくらか受けていたというように、多くの女性がこれらのうち二つ以上を併用して生活を維持していた²⁵。

²² 識字率が年齢とともに上昇する年季奉公人サンプルに見られる類似形態については、Galensen, 'Literacy and age' 参照。

²³ 男性の証人の署名の標準ははるかに高かった。識字の一般的なレベルもそうだった。アン女王の治世中期をカバする3冊の証言録(GLRO DLC 249-51)の男性および女性のすべての証人を検査した結果、51%の女性および89%の男性が宣誓証書に署名していたことを示している。

²⁴ 残念ながら、間借り人を置くことによって得られる収入は証人から一貫して報告されてはいない。多くの女性は証言の本文で間借り人に言及しているが、生活維持の質問をされたときにそれからの収入を答えていない。

²⁵ E.g. GLRO DLC 250 fo. 313; DLC 260 fo. 43.

表8 女性雇用比率							
	雇用により生活を全面的に維持		雇用により生活を部分的に維持		収入を伴う雇用無し		
	数	%	数	%	数	%	
独身女性	187	77.6	14	5.8	40	16.6	
妻	139	32.6	117	27.4	171	40.0	
寡婦	134	73.2	22	12.0	27	14.8	
合計	460	54.0	153	18.0	238	28.0	
典拠：「雇用」サンプル(表2参照)							

表8は、女性の証人のうち、雇用によって収入を得ていた者と収入を伴う雇用がなかった者の割合を示すものである。「雇用により生活を全面的に維持」とは、雇用以外の経済的支援が宣誓証書に示されていなかったことを意味する。「雇用により生活を部分的に維持」とは、雇用以外の種類の経済的支援についても言及があったということの意味する。この表8からは、当時のロンドンの女性の非常に高い割合が自らの収入により生活の全部または一部を維持していたということが明らかである。「収入を伴う雇用無し」と回答した女性はサンプル全体の28%に過ぎない。この数値は、1851年の国勢調査ではロンドンのすべての20歳以上の女性のうち57%が無職と記録されていたことと比較することも可能であろう²⁶。1851年の国勢調査は妻の雇用状況を大幅に過小に算出しているとは言え、イギリスにおける女性の雇用の推移が、1700年と現代において高く、ヴィクトリア朝では低くなるというU字曲線を示している、とするリチャーズの仮説を、この結果は支持するところがある²⁷。

収入を伴う雇用が無い女性の立場については、彼女たちの識字率からいくらか把握することができる。彼女たちの67%が宣誓証書に署名をしたのに対して、雇用されていた女性が署名した割合は45%であった。付表Aおよび付表Bに一覧を示した夫の職業も、彼女たちの立場に関するヒントを提供している²⁸。夫が親方職人(master)であると回答した女性のうち、生活のために労働しているという者はいなかった。例外は数多く見られるも

²⁶ Alexander, *Women's work*, p. 12.

²⁷ Richards, 'Women in the British economy'; 1851年国勢調査の欠点についてはとりわけ、Alexander, *Women's work* 及び Higgs, 'Women, occupations and work'. 参照。二つの主要な問題が認められる。(a)国勢調査員に情報を提供した世帯主としての夫は、妻の収入を伴う雇用に言及することを怠っていること(b)パートタイム労働の扱いに関する指針があいまいであったこと。どちらの点に関しても、ここで用いられた宣誓証書は国勢調査より恐らく信頼に値する。情報を宣誓して提供しているのは女性自身であるし、彼女たちは間違いなくパートタイム雇用に言及するのを嫌がっていなかったようであるから。

²⁸ 「雇用されていない」妻の夫の職業リストについては付表B参照。既婚夫婦の職業については付表A参照。

の、ジェントルマン、専門職、より熟練した職人、地位のより高い者あるいはより高い給与を得ている者についても、その妻たちの多くが同様の回答をしていた。一方、夫のスキルが低い、賃金が低いといった場合、妻たちは多くの場合、家族を養うために収入を伴う雇用に従事する必要があった。特にロンドンでは、男女問わず多くの職業が極端に季節に左右されたので、この傾向が強かった。

表9 雇用されていた妻たちの年齢構成				
年齢集団	被雇用者数	総数	被雇用者比率 (%)	
24才以下	17	40	42.5	
25-34才	96	157	61.2	
35-44才	90	131	68.7	
45-54才	43	76	56.6	
55才以上	10	23	43.5	
	256	427		
典拠：「雇用」サンプル（表2参照）				

表 9 は、賃金を伴う雇用に従事していた妻たちの年齢構成をまとめたもので、彼女たちの特徴をさらに詳しく示唆している。家族を養う年代においては雇用される者の割合が上昇し、それ以後の年代になると低下する、という現代とは驚くほど異なったパターンを示している。このような結果となる論理は明白であろう。ほとんどの場合、賃金を伴う労働は貧しい女性が従事するものであり、ほとんどの女性が貧しかったのだが、家族を養おうと苦闘するなかでさらに貧しくなった。この貧困の悪循環は、夫が家族を捨てて家を出て行ってしまふ、病に倒れる、事業に失敗する、あるいは債務者監獄に収監されるといった事実によってさらに悪化することがあった。

V <女性の職業>

では、ロンドンの女性は生活のため実際に何をしていたのだろうか。第一に注目すべき点は、夫と妻が同じ仕事で夫と働くことは、当時稀であったということである²⁹。256人の雇用されていた妻のうち、夫と一緒に働いていると述べたのはたった26人であり、このうち付表 A に示す「男の仕事」と呼べる職業に就いていた者はわずかであった。夫婦で同じ仕事に就いていた者の職業として最も一般的であったのは飲食店の経営であり、26人のうち少なくとも11人が、宿泊設備が併設された居酒屋、酒場、料理店、蒸留酒店で働き、3人がパン屋やペストリ職人であった。妻たちの中には、実際は夫の手伝いをしていたものの、

²⁹ 詳細については、付表 A 参照。

無償であったために供述に含めるほどの仕事ではないと考えた者もいた可能性は否定できない³⁰。しかしながら、妻たちが実際に従事していると述べた仕事のほとんどは、妻たちの大半が「夫の仕事に自身の生産的活動の機会」を見出していたとするクラークの主張を支持ものではない³¹。

夫の職業に妻も携わることが当時は稀であったという事実を踏まえれば、夫の死後にその仕事を引き継いだ妻が少数であり、引き継いだ場合も短期間で止めてしまったとしても意外ではない。例えば、夫が親方仕立屋であったジェーン・ライトという女性は、夫の死後2年間仕事を引き継いだ後に店を閉め、「今では安価な既製服を売る店で働いている」という証言がある。他の証言から、彼女のこの職業の説明は、船員用の上着やズボン下を自宅で作ることを意味していたことが分かる³²。他の寡婦の中には、夫の仕事を継続することに成功した者もいた。例えば、サンプル群の寡婦には肉屋が2人、獣脂ろうそく作り職人、リネン製品商人、靴下の卸売問屋、金細工職人、そして石材の刻印職人がそれぞれ1人ずつ含まれていた³³。しかし、こうした「男の仕事」に就いていた者は、156人の働いていた寡婦全体においてはごく少数であり、表10が極めて明白に示すように、大多数は（ロンドンの他の女性の大多数と同様）「女の仕事」に就いていた。

³⁰ 付表Aの妻たちの一部は自分の職業に従事していて、時には夫を助けたであろう。付表Bの「雇用されていない」妻たちの一部もまた無償の補助者であったであろう。特に店主、衣料、飲食の場合は。しかし、妻が夫と同じ職業で働くことは普通ではないことを利用できた史料は示唆している。

³¹ Clark, *Working life*, p. 235.

³² LPL Eee 9 fos. 295, 523.

³³ LPL Eee 8 fo. 697; GLRO DLC 250 fo. 493. 仕事をしている女性についての一般的な議論については Earle, *English middle class*, 第6章、参照。

表10 ロンドン女性の職業 1695-1725							
被雇用者数							
		独身女性	妻	寡婦	合計	割合	
家事奉公		124	14	18	156	25.4	
掃除・洗濯		9	43	16	68	11.1	
看護・医療		3	26	27	56	9.1	
繊維製品手工業		8	15	5	28	4.6	
衣服作製・修繕		13	60	30	124	20.2	
行商・運搬		2	28	14	44	7.2	
小売業		12	19	16	47	7.7	
ケータリング・飲食物提供		3	32	18	53	8.7	
その他の業務		3	8	7	18	2.9	
その他の手工業		2	6	4	12	2.0	
重労働・日雇い		1	5	1	7	1.1	
		201	256	156	613	100.0	
典拠：「雇用」サンプル（表2参照）							

表 10 は、一部の証人が述べた複数の職業については考慮しておらず、証人が最初に挙げた職業名だけを算入している。本表が明かにした職業の分布については簡単に触れることしかできない。当時のロンドンで働く女性にとって、最も一般的であり、多くの場合は人生最初の職業でもあったのは、予想通り「家事奉公人 (Domestic servants)」であった。家事奉公人のほとんどが、結婚のために仕事を止めるか別の職業に就くまでの間に、複数の雇い主の下で幅広い経験を積んでいた。同一の雇い主の下にとどまる期間には、数日間から 30 年間までというばらつきがあったものの、中央値は 1 年間ほどであり、下位 25% が 6 ヶ月以下、上位 25% が 2 年間以上だった³⁴。この職業に就いていた女性は、必ずしも前の雇い主から次の雇い主へと直接移るとは限らず、多くの場合は合間に異なる職種に就いて多様な形で生計を立てていた。また、親に会いに行くために一時的に仕事を辞める者も多く、その期間もさまざまであった。ロンドンへの移住は、必ずしも生涯故郷に戻らないということの意味していたわけではなかった。奉公人は、「掃除および洗濯 (charring and laundry)」に分類される業務とほぼ同じような仕事に従事していた。これは実際には三つの異なる職種にまたがり、一つ目が「外での洗濯と汚れ物のこすり洗いや磨き掃除」、すなわち日雇い掃除婦がするような仕事、二つ目が雇い主の洗濯物を自宅に持ち帰って洗うこと、そして三つ目

³⁴ 114 件の事例に基づいて。この高い転職率はエリオットの 17 世紀初期ロンドン研究と比較されるべきである。エリオットは、一人の世帯主のところにとどまる年数が 4 年以上であり、13.5% 以下が一年未満であったことを見出した。本稿で扱うこの時期の家事奉公は一般的に Hecht, *Domestic servant class* 及び Earle, *English middle class*, pp. 76 ,218-29 参照。

がりネン製品の糊付け、絹製品や手袋の洗濯といった専門的クリーニング業務だった。

「看護および医療 (Nursing and medicine)」に該当した女性の大半は、自分では看護婦またはより普通には病人看護人 (nursekeeper) と称していた。この看護人は、『オックスフォード英語辞典』によれば「病人の看護に当たる人」と定義されている。証人の中には出産女性の世話を専門とする者や子供の世話を専門とする者もいた。「子供の世話」と言った場合、現代における保育と同義の場合もあれば乳母を指す場合もあった。ただし、自らの主な職業を乳母であると述べた女性はわずかだった。当時、病人の看護をするということは、通常は他人の家で一定期間、多くの場合は数ヵ月間、住み込みで働くということを意味したので、「看病しに出かける」という表現が広く使われた。より厳密な医学的観点からは、助産師が 8 人、代替医療従事者が 3 人いた。代替医療従事者のうち 1 人はがん治療、1 人は天然痘治療、そして 1 人は貧民相手に下剤を出すことを専門としていた。

「繊維製品手工業 (Textile manufacture)」という分類で最大のものは絹糸を糸巻きに巻く仕事だった。これは当時のイーストエンドにおいては最大の産業であり、成人女性および少女たちに多くの雇用を提供しており、特に船員の妻が従事することが多かった³⁵。女性紡糸工 (spinster) (文字通りの意味での) 職人は 7 人のみであり、織布業に従事する女性もわずか 2 人であった。「衣服作りおよび修繕 (Making and mending clothes)」は、家事奉公に次いで二番目に多い職種であり、同時に一般的なものから非常に専門的な職業まで多様な職業を含む最も複雑な職種だった。この中で最大のグループはお針子 (semstresses) だったが、該当する証人たち自身がこの表現を用いたことは稀であり、証人自身は単純な針仕事や縫い物に従事していると表現していた。あるいは単に糸と針で生計を立てているといった表現を使う者が一般的であった。この次に大きなグループは婦人服仕立屋 (mantuamakers) または婦人服仕立て職人だった。これは、女性のファッションの変化に伴い、通常は男性であった仕立屋が女性の衣服を作ることが少なくなった結果、1670 年代から 1680 年代にかけて急速に発展した職業である³⁶。ただし、サンプル群には 4 人の女性の仕立屋も含まれていた。婦人服仕立屋に加え、特定の種類の衣服を作る女性が多数おり、その一部は注文仕立てだったが、多くの場合は商店が在庫として置く既製品だった。船員の衣類の材料を売る安価な既製服店については既に述べたが、サンプル群にはこの他にもコルセット職人、ボディス職人、帽子職人、手袋職人、ボタン職人、ファッション用かつら職人、リネン生地からシャツやスモックを作る者、さらにはファスチアン織の仕事着、スカーフ、女性の (乗馬用の) フード付きマント、子供用コート、フープペチコート (膨らんだペチコート) などの専門職人、内装職人向けに縁飾りやタッセルを作ることを専門とする者などもいた。最後に、刺繍職人、綿モスリンやガーゼに刺繍をする専門的な装飾刺繍職人、キルト職人、1、2 人のレース編み職人、そして若干名の編み物職人がいた。ただし、編み物については、男性の機械

³⁵ この産業については Wadsworth and Mann, *Cotton trade*, pp. 106-7; Rothstein, thesis, pp. 131-2; Stern, 'Silk throwers'. 参照。

³⁶ Ginsburg, 'Tailoring'.

編み職人がほとんどの仕事を独占していた³⁷。

「行商および運搬 (Hawking and carrying)」は、市場で働く女性や、路上で食べ物やその他の商品売り歩いてきた売り子を含んでいた。ただし、このうちの少数は、貯蔵庫など特定の販売店を拠点にしていたので、実質的には店主だった。この項目で、最大のグループは青果物を売る者であり、これに次ぐ人数であったのは魚売りの行商人、そして中古衣服販売者であった。これ以外に、パン、パイ、焼きプディング料理、バタと卵、ソーセージ、紅茶、リネンや綿モスリンの生地、陶器、水などが路上で売られていた。

女性が経営する「小売業」として最も一般的であったのは、雑貨店、婦人用帽子店、雑貨小間物店であり、サンプルの中では商店経営に携わっていた 47 人の女性のうち 29 人が、これに含まれる。ただし、婦人用帽子店と回答した女性のうち数人は、徒弟か雇われ職人 (Journeywomen) で、店舗の在庫商品を作るための針仕事に大半の時間を費やしていたのであろうから、実際には「衣服作り」に分類されるべきだろう。これ以外に陶器店、絵画店、香水店、八百屋、そして数軒の質屋も見られた。「ケータリングおよび飲食物提供 (Catering and victualling)」の多数を占めるのは、居酒屋、パブ、エールハウスなど、さまざまな名称の酒を出す飲食施設を経営する 24 人と、蒸留酒店やブランディ店を経営する 8 人であった。この項目には他にコーヒー店や料理店の店主、ペストリ職人、パイ職人に加え、パン職人 2 人、牛乳配達人 1 人、そして家禽を繁殖飼育する者 1 人であった。

その他が残っている。「その他の手工業 (Miscellaneous manufacture)」には籐椅子職人 2 人、扇子職人 2 人、石材の刻印職人 1 人、また、ふいご、レンガ、ウイスキー携帯瓶、パイプ、陶器、ずた袋、ふるいを作る職人の各 1 人ずつが含まれる。「その他の業務 (Miscellaneous services)」には 6 人の学校教師が含まれ、このうちの 1 人はプロの手紙代筆業者も兼業していた。また、5 人の女性が地元の教会または教区において、聖職者、施設および墓地の管理者、信徒用長椅子の管理者あるいは教区委員として働いていた。マリア・マルガレッタ・ガッリという女性は 22 歳のイタリア人で「イングランドに来てからは、歌うことと歌を教えることで生計を立てている」とのことである。その他には、通常はエプソムを拠点とするコメディ劇団の座長、女性相手の美容師、船員の「チケット (支払われるべき給与額を示す手形)」の割引換金をしていた女性、サヴォイ刑務所の囚人の使い走り生計を立てていた女性、王座裁判所の刑務所の鍵の番人、さらにはジェーン・ヴァイズという寡婦は、あたかも家族史研究家の先駆者のように、「所有する小さな土地に住み、フリート登記所で調査を行って」生計を立てていた³⁸。

こうした当時の女性の職業について、どう一般化するのがよいだろうか。まず、女性の雇用比率は 1851 年よりも高かったにもかかわらず<表 8 参照>、職業の一般的な構成は、1851

³⁷ 細幅絹織布業は女性のもう一つの重要な職業で 17 世紀の間に大部分は男性に敗れていたものだった。Clark, *Working life*, pp. 102-6, 138-41. 参照。

³⁸ 最後の 6 人のケースについては以下で見られる。GLRO DLC 249 fo. 383v; DLC 252 fos. 130-2; DLC 256 fo. 23; LPL Eee 9 fos. 644 and 730; Eee 10 fo. 173.

年の国勢調査の結果と非常に似ている。1851年のロンドンの女性の職業の上位4つは、家事奉公、衣服の製作および修繕、掃除と洗濯、そして看護となっており、17世紀のサンプルと同様であった。しかし、これら4つがロンドンの雇用に占める割合は1851年のほうが高かった。その他の職業の多様性の低さはどちらの時代にも共通していた³⁹。1851年の国勢調査が女性の雇用の多くを除外している⁴⁰、二つの時代の比較をあまり広げるべきではないものの、産業革命あるいはヴィクトリア朝の道徳慣習によって女性の雇用機会が狭められた、ということを示す根拠はほとんどないということは確実に言える。女性の雇用機会は1700年時点で既に限られており、唯一の実質的な差は、1700年には生活のために働いていた女性が1850年代よりも多かったことだけであろうと思われる。その理由はおそらく前者のほうが貧しい女性が多かったからだと考えられる。男女問わず1700年でもヴィクトリア朝でも、働かなくても良ければ、同じように働かなかった。

女性の職業について明白なもう一つの点は、その多くが臨時、断続的または季節雇用であり、奉公人、商店や酒場の経営者といった一部の例外を除けば、年間を通じて雇用されるものとする女性は稀であったということである。トーマス・ファーミンは1678年に「洗濯や掃除をしに週3日外出したり、病人の世話のために年3、4ヵ月間雇われたり、かごを手で朝の市場に週3、4回物売りに行ったりしても、こうした貧しい女たちはそれ以外のすべての時間はほとんどもしくはまったくやることがない」と記している。彼が示した数字については議論の余地があるかもしれないが、大まかな全体像は明らかに正しいように思える⁴¹。

本稿のデータからは、ほとんどの女性が「男の仕事」には就けなかったし、4分の3近くの女性が生活のために働きたい、または働かなければならなかったから、(女性に)残された仕事をめぐり熾烈な競争をする必要があったことが示されている。これらの仕事のほとんどは臨時雇用の性質を持ち、ギルドや特権組合(livery companies)による組織化も一切されていなかった。その結果、当然のことながら女性は非常に低い賃金しかもらえなかった。この状況を明確に把握するために、当時ロンドン市内の教区が支払っていた年金を見てみることにしたい。受給者の生活を全面的に支援するために設定されていた通常の最高額の年金は、年間5ポンド4シリング、または週に2シリングだった。ただし、一部の人は週に2シリング6ペンスを支給されていた。そこで、週2シリングという金額が「貧困ライ

³⁹ *Census, 1851*(P.P. 1852-3, LXXXVIII, pt. 1), table xxviii: この4職業に85%が従事しており、我々のサンプルでは66%であった。最大の変化は家事奉公にあった。(全体の25%から40%に上昇していた)しかしこれは、他の多くの職業と異なり、家事奉公が通常1851年に記録される職業であったという事実を反映しているに過ぎない。Snell, *Annals* 第6章は、女性の職業機会が19世紀より18世紀の方がはるかに広がったと主張し、女性が従事したところのある職業に関する印象的な表を付け加えている。女王は、女性がそうした職業には着くが、例外であり通常のことではない。17世紀からヴィクトリア朝にかけての大半の女性は狭い範囲の職業に就くだけだった。

⁴⁰ 上記、注29参照。

⁴¹ Firmin, *Some proposals*, p. 18.

ン」の目安の数値とみなせるかもしれない⁴²。ほとんどの男性の賃金は、週に 10 シリング弱から 1 ポンド、あるいはそれ以上であった。専門的な針仕事の職人など、ごく一部の女性は週に 10 シリング、場合によっては 12 シリングを受け取り、男性の最低賃金水準を上回る収入を得ていた。しかし女性のほとんどは週に 4 から 10 シリングしか受け取っておらず、しかもその大半はこの金額の範囲の下限に近い賃金しか得られず、週 5 シリング程度が標準的であった⁴³。こうした賃金は確かに低かったが、最低限の生活に必要な賃金水準の 2 倍はあったので、独身女性であれば生活できた。また、家族がいた場合でも、家族収入の貴重な補填となった。しかし、子供を養う必要がある寡婦や独身女性であれば、このような賃金では生活が苦しかったことは明らかである。

表11 職業の年齢構成 (全被雇用女性の年齢集団における職業パーセント)							
			24才以下	25-34才	35-44才	44-54才	55才以上
家事奉公			66.7	28.0	8.4	2.2	2.4
針仕事			13.6	23.5	19.6	19.1	7.3
掃除・洗濯・看護			5.0	18.0	28.7	21.3	24.4
行商・小売り・飲食物提供			10.0	18.0	30.7	40.5	31.7
その他の職業			10.7	12.5	12.6	16.9	34.2
			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
典拠：「雇用」サンプル (表2参照)							

⁴² Macfarlane, thesis, pp. 149-55. GLRO DLC 255 fo. 242. また Firmin, *Some proposals*, pp. 4, 7 も参照。彼の計画は貧困女性が家に麻を持ち帰り紡ぐことを可能にし、日に 3 ペンスないし 4 ペンスくらい稼いでいたろうと主張している。「絹を巻いたり胴部をかいたりあるいはおよそ名前を挙げられるような仕事ができれば、それをうっちゃっておいてそれが低価格であろうとも麻を紡いでいれば心配なかった。」

⁴³ 女性の賃金の情報は得難い。いずれにせよまず直面する問題は賃金が何を意味するかということである。Campbell, *London tradesman* は以下の女性賃金を示唆している。婦人用帽子店の職人は 5 シリングから 6 シリング毎週稼ぐが、「その中から衣食住を自分で賄うことになっていた」(p.208)。帽子職人は週 9 シリングから 12 シリング (p.210)、キルト職人は週 3 シリングから 4 シリングと「食事代」(p. 213)「腕のいい手袋工は週に 10 から 12 シリング稼げたかもしれない」(p. 223); コルセット職人「女性は国王よりは稼げないが、週 6 シリングは無理でも、どこでも大きい顔ができる」(p. 225); ボディス職人「女性で仕事を一生懸命やれて、ジンを止めれば週 5 シリングから 8 シリング稼げる(p. 226)。おそらく、男性賃金同様女性賃金も 1700 年から 1747 年の間ロンドンで上昇していたので、この時代の賃金は幾分低めであろう。

表12 働く女性の識字率					
			サイン	全体	サイン率
絹糸巻き			0	18	0
掃除・洗濯婦			6	57	11
行商人			8	44	18
看護			16	46	35
家事奉公人			62	156	40
針仕事			80	114	70
店主			38	47	81
産婆			7	8	87
学校教師			6	6	100
典拠：「雇用」サンプル（表2参照）					

女性労働市場の特徴はさらにもう2つの点が、表11および表12に示されている。表11は、幅広い職業グループについて年齢構成を分析したものである。若い女性は主に家事に従事し、その上の年齢層では針仕事に集中している。視力の低下や手指の関節炎などによって針仕事では生計を立てることができないより高い年齢層は、掃除、洗濯、看病、行商などが多くなる。表12は働く女性の識字率を示しており、職業によって識字率の違いが顕著に見られる。イーストエンドの絹糸を糸巻きに巻く女性たちは誰も読み書きができなかったが、学校教師は全員できた。ただし、学校教師のうち1人は明らかに頻繁にペンを使っていたわけではなかった。この識字率の序列は女性の職業の社会的地位の序列を反映するものだが、必ずしも賃金の高さと結び付いてはいない。その好例が針仕事の高い署名率である。当時の人々の見解では実質的には、婦人服の仕立屋、婦人用帽子店の職人、そして裁縫職人だけが、社会的地位のある人々の娘にとって適していると考えられていた。そこでこれら三つの職業では常に人が余っており、それにより賃金も低くなった。これが針仕事に従事する少女たちの間で売春が特に蔓延していたという当時の風評の元になっていたのかもしれない⁴⁴。

VI <年齢と労働>

ロンドンで少女たちが働き始めたのは何歳からだったのであろうか。証人がしばしば要求された、過去3年、5年、7年またはそれ以外の期間の居住地の履歴と職歴から、この問

⁴⁴ 針仕事の持つ上品さ(gentility)についてはSnell, *Annals*, pp. 293-4 参照。針仕事につく女性のモラルについての中傷については、Campbell, *London tradesman* 参照。

いの答えはある程度得られる。これらのデータは、ロンドン生まれの少女が奉公を始めるか徒弟となる最も低い年齢は 10 歳であったということを示している。ただし、イーストエンドの絹糸巻きに従事する少女たち、あるいは教区徒弟は、さらに幼い年齢から働いた可能性もある⁴⁵。しかし、ロンドンの少女たちのほとんどが働き始めたのはこれよりもだいぶ後の年齢であり、まだ両親と暮らしていることもあった 15 歳から 17 歳が最もふつうだった。だが 20 歳になったら「奉公に出ようと考えて」家に留まって暮らすものもいれば、もちろん、比較的裕福な家庭で暮らしていて結婚するまで親か後見人に扶養され、生活のために働く必要が一度もない女性も多くいた⁴⁶。

多くの移入女性は大抵の場合、家事奉公の分野での労働の経験を既にロンドンに来る前からしていた。よく見られたのは、少女が 10 代終わりまたは 20 代のごく初めに生家を出て、1、2 年間ほど田舎の裕福な家庭あるいは市の立つ故郷近隣の町で家事奉公人として働いた後にロンドンへ移るという道筋である。多くの移入者は、最初の働き口が見つかるまで滞在させてくれる親族がロンドンにいたので、ロンドン到着直後の大変さは緩和された。58 人の移入者の証人から、ロンドンへ移ってきた時の年齢を導き出すことができる。14 人は 10 代、28 人が 20 歳以上 25 歳以下、そして残りの 16 人が 25 歳を過ぎてからであった。ロンドンへの移住年齢が最も高かったのは、イングランド北部での長年の仕事で得た貯蓄を元手にピカデリーに料理店を開いたというノーザンバーランド出身の 47 歳の寡婦である。ロンドン移住時の平均年齢は 23 歳、中央値は 22 歳であった⁴⁷。

エリオットが 17 世紀初めについて示した通り、ロンドンでの働き始め方についてのこうした異なるパターンは、移入者およびロンドン生まれが結婚した年齢に反映されている⁴⁸。多くの証人たちは、現在の夫とどのくらいの期間結婚しているかを訊かれた。回答において、現在の夫が最初の夫だと言及は時折しか見受けられないし、また、当時は夫に先立たれることが 20 代、場合によっては 10 代でもそれほど珍しくはなかったことからすると、回答データから算出される初婚年齢は、初婚かどうかは確実に特定できる場合と比べて高くなっている。しかし、結婚許可証を所持していた女性たちから得られたデータを根拠にエリオットが示した結果からは、このような問題があっても、ロンドン生まれの女性のほうが比較

⁴⁵ 徒弟制は女子にはかなり稀だったようである。「雇用」サンプルの内 17 人だけが証言をあげるした時点で徒弟であったか以前に徒弟であったことに言及していた。10 人は様々な形態の針仕事の徒弟に出されており、残りのほとんどすべては店主へのまたは「家事」の徒弟であった。一人を除いてすべては 25 才以下であって、サンプルの 25 才以下の証人中の 9%に相当するが、ごく少数で、その時代のごく少数が、以前の徒弟制に言及しただけであった。スネールは印紙税徒弟登録簿(Inland Revenue data)から 18 世紀初めの 5 州の女子徒弟を分析し、男女の全徒弟の内 5%だけが女子であり、女子の 62%は様々な針仕事の徒弟であったことを見出している。Snell, *Annals*, pp.292-3.

⁴⁶ 47 件に基づいて。サンプルには親族に援助されている独身女性が 37 人おり、10 人は 16 才以下、15 人は 17-20 才、12 人が 21 才以上であった。

⁴⁷ こうした年齢は Elliott, thesis, p. 221 と比較されるべきで、そこでは 17 世紀初めの流入者の到着年齢の平均は 4, 5 才ほど若いことが見出されている。

⁴⁸ Elliott, thesis, p. 282.

的に若い年齢で結婚していたことが分かる。初婚年齢の算出が可能なロンドン生まれの 46 人について、中央値は 21 歳であったが、133 人の移入者では中央値は 25 歳であり、全国平均とあまり変わらなかった⁴⁹。

生家を出ること、初めての就労先を得ること、そして結婚は、明らかに当時の女性のライフサイクルにおける重要な節目となっていた。サンプル群中の、13 人の妻と 28 人の寡婦からなる 60 歳以上の女性 41 人のグループについて、どのように暮らしを維持していたかを調べることで人生の晩年期についても考察することが可能である。9 人の妻は、夫に扶養されていた。しかし、このうち 1 人は 60 歳まで学校を運営しており、4 人は働いていた。この 4 人のうち 2 人は洗濯婦、1 人は掃除婦、そして 1 人は夫が聖職者を務めるトリニティーチャペルの教区委員であった。寡婦のうち 4 人は、おそらく夫から相続したと推定される個人所得によって暮らしており、3 人は家族または友人から経済的支援を得ていた。それぞれ 74 歳と 66 歳の寡婦 2 人は、教区に全面的に扶養されており、うち 1 人は、ポビンレースの縁飾りを作って得られる収入に加えて教区から週に 1 シリング 6 ペンスを受給していた⁵⁰。残りの 18 人の寡婦は、生活のために働き続けており、このうち 3 人にはいくらか相続した資金による支えがあった。これらの貧しい高齢女性には暮らしを楽にしてくれるものが何もなく、6 人は 70 代になっても働き続けていた。このうち 2 人が洗濯婦で、看護婦、助産婦、教師、パブの店主がそれぞれ 1 人ずついた。また、86 歳になってもブルームスベリの貯蔵庫から青果物を持ってきて売りながら自らの暮らしを支えている女性もいた⁵¹。

サンプル群の高齢女性についてのこうした簡単な調査からどういう結論が導けるであろうか。おそらく貧しい高齢女性の主な支援者といえば教区を思い浮かべるであろう。通常、こうした女性について知るための唯一の手段が教区に残る記録であり、高齢な年金受給者の大半が確かに女性であったので、そう考えるのも理解できる。しかし、教区は選択肢の一つではあるが、高齢な寡婦の代表的な支援者ではけっしてなかった可能性のほうが高い。また、少なくともロンドンでは、自分の子供から金銭援助を受けることも非常に稀であったと思われる。だから、ほとんどの女性は、夫が存命中であれば夫に依存せざるを得ず、死別していれば自力で暮らしを維持するほかなく、後者のほうがはるかに多かった。

VII <むすび>

生活の維持に関して 1695 年から 1725 年にかけて教会裁判所が訊いた質問は、ロンドン

⁴⁹ 家族復元法からの初婚年齢は、主として農村及び小都市について Wrigley and Schofield, 'English population history', 参照。

⁵⁰ GLRO DLC 249 fo. 132 (彼女は「今は」給付金を受けているとして、年金受給者になったばかりであることを示唆している); DLC 633 fo. 376 (以前洗濯やハーブ店をやっており、「今は'nou」) St Martin's in the Fields の年金受給者である。; DLC 260 fo. 43.

⁵¹ GHMS 9065A/11 fo. 337.

女性の生活についての大変興味深い切り口を新たに示してくれるものであり、そこから見えてくる世界はおそらく私たちの予想とは異なるものである。これは明らかに「古き良き時代」の世界ではなく、冒頭のクラークの仮説が不確かなものであることを改めて立証するものである。仮に「古き良き時代」が存在したのだとすれば、17世紀末期よりも前であったはずである⁵²。アン女王の時代のロンドンは大多数の女性にとって、家庭内で調和がとれた状態で夫と一緒に働けるような場所ではなかった。ほとんどの女性は確かに生活のために働いてはいたが、「男の仕事」に割り込むことを慣習、法律、あるいは自らの気質によって阻まれていた。そこで、残された「女の仕事」をめぐって個人として競争せざるを得なかった⁵³。こうした不利な条件に直面していても、ほとんどの女性はなんとか競争をくぐり抜けていたようであり、彼女たちがロンドンという大都市の厳しい資本主義の世界で示してきた忍耐力を私たちはただ称賛するほかはない。

女性が生活のために働くことについて、当時の人々は道徳的に反対するようなことはなかったようで、女性の居場所は家庭の中だといった記述はこの時代にはほとんどない。女性は、家庭で求められた多種多様な務めに加えて、生活のために働くことが求められており、生産性も低く稼ぎも少ない社会で家族が少しでも快適に生き延びていくためには、女性たちの稼ぎは不可欠であった。この点でアン女王の時代のロンドンは、ヴィクトリア朝のロンドンとはかなり異なった場所ではあった。だがその他のほとんどの点においては、1700年のロンドンの女性の労働生活は、1世紀半後のメイヒュの著作やヴィクトリア朝中期の国勢調査が暴露した状況と驚くほどよく似ていた。

著者は *London School of Economics and Political Science* 所属。

⁵²この点に関して、何か変化があったとしたならずと前であろうということを示す大陸の証拠に関しては Goodman and Honeyman, *Gainful pursuits*, pp. 111-3 参照。

⁵³ここで考察していた時代の大半は戦時であったことが注意されるべきであろう。平時より多くの夫たちが家から離れ海上や軍隊に行っていたであろうから、そのことはある程度まで発見事実に影響があったであろう。加えて、消費工業における労働需要がこの時代の高い課税によって恐らく影響を受けていたように思える。より多くの妻たちが、Prior, M., [2006]. 'Women and the Urban Economy: Oxford 1500-1800', M. Prior, (ed.), *Women in English Society 1500-1800*, Methuen; <酒田利夫 (訳) [1989]. 「女性と都市経済」三好洋子 (編訳) 『結婚・受胎・労働 イギリス女性史 1500-1800』刀水書房。>で示したような良い時代より難しい時代の方が働かされたこともあったであろうことは明らかである。

Footnote references

Official publications

Census of Great Britain, 1851. Population tables (P.P. 1852-3, LXXXVIII, pt. 1).

Secondary sources

Alexander, S., *Women's work in nineteenth-century London: a study of the years 1820-50* (1983).

Barber, M., 'Records of marriage and divorce in Lambeth Palace Library', *Genealogists' Mag.*, xx (1980), pp. 109-17.

Campbell, R., *The London tradesman* (1747).

Clark, A., *The working life of women in the seventeenth century* (1919).

Clark, P., 'Migration in England during the late seventeenth and early eighteenth centuries', *P. & P.* 83 (1979), pp. 57-90.

A collection of the yearly bills of mortality from 1657 to 1758 (1759)

Consett, H., *The practice of the spiritual or ecclesiastical courts* (1685).

Cressy, D., *Literacy and the social order: reading and writing in Tudor and Stuart England* (Cambridge, 1980).

Earle, P., *The making of the English middle class: business, society and family life in London, 1660-1730* (forthcoming 1989).

Elliott, V.B., 'Mobility and marriage in pre-industrial England' (unpublished Ph.D. thesis, University of Cambridge, 1978).

Finlay, R.A.P., *Population and metropolis: the demography of London, 1580-1650* (Cambridge, 1981).

Firmin, T., *Some proposals for the implying of the poor, especially in and about the City of London* (1678).

Galensen, D.W., 'Literacy and age in pre-industrial England: quantitative evidence and implications', *Econ. Dev. & Cult. Change*, 29 (1981), pp. 813-29.

George, M.D., *London life in the eighteenth century* (1925).

Ginsburg, M., 'The tailoring and dressmaking trades, 1700-1850', *Costume*, VI (1972), pp. 64-71.

Glass, D.V., 'Socio-economic status and occupations in the City of London at the end of the seventeenth century', in A.E.J. Hollaender and W. Kellaway, eds., *Studies in London history* (1969), pp. 373-89.

Goodman, J. and Honeyman, K., *Gainful pursuits: the making of industrial Europe, 1600-1914* (1988).

- Hecht, J.J., *The domestic servant class in eighteenth-century England* (1956).
- Higgs, E., 'Women, occupations and work in the nineteenth-century censuses', *Hist. Workshop*, xxiii (1987), pp. 59-80.
- Houlbrooke, R.A., *Church courts and the people during the English Reformation, 1520-1570* (Oxford, 1979).
- Houston, R.A., 'The development of literacy in northern England, 1640-1750', *Econ. Hist. Rev.*, 2nd ser., xxxv (1982), pp. 199-216.
- Hufton, O., 'Women in history: early modern Europe', *P. & P.*, 101 (1983), pp. 125-41.
- Ingram, M., *Church courts, sex and marriage in England, 1570-1640* (Cambridge, 1987).
- Kitch, M.J., 'Capital and kingdom: migration to later Stuart London', in A.L. Beer and R.A.P. Finlay, eds., *The making of the metropolis: London, 1500-1800* (1986), pp. 224-51.
- Law, J.T., *Forms of ecclesiastical law; or, the mode of conducting suits in the Consistory Courts, being a translation of the first part of Oughton's Ordo Judiciorum* (1831).
- Macfarlane, S.M., 'Studies in poverty and poor relief in London at the end of the seventeenth century' (unpublished D.Phil. thesis, University of Oxford, 1982).
- Marchant, R.A., *The church under the law: justice, administration and discipline in the diocese of York, 1560-1640* (Cambridge, 1969).
- Owen, D.M., *The records of the established church in England, excluding parochial records* (1970).
- Patten, J., *Rural-urban migration in pre-industrial England* (Oxford University School of Geography Research Papers, 6, 1973).
- Prior, M., 'Women in the urban economy: Oxford, 1500-1800', in idem, ed., *Women in English society, 1500-1800* (1985), pp. 93-117.
- Richards, E., 'Women in the British economy since about 1700: an interpretation', *History*, LIX (1974), pp. 337-57.
- Rothstein, N.K.A., 'The silk industry in London, 1702-66' (unpublished MA. thesis, University of London, 1961).
- Schofield, R.S., 'Dimensions of illiteracy, 1750-1850', *Exp. Econ. Hist.*, x (1972-3), pp. 437-54.
- Sharpe, J.A., *Defamation and sexual slander in early modern England: the church courts at York* (York University, Borthwick Papers, no. 58, 1981).
- Slater, M.D., *Lists of the records of the Court of Arches* (1951).
- Slater, M.D., 'The records of the Court of Arches', *J. Eccles. Hist.*, IV (1953), pp. 139-53.
- Snell, K.D., *Annals of the labouring poor: social change and agrarian England, 1660-1900* (Cambridge, 1985).
- Souden, D., 'Migrants and the population structure of later seventeenth-century provincial

- cities and market towns' in P. Clark, ed., *The transformation of English provincial towns, 1600-1800* (1984), pp. 133-68.
- Stern, W.M., 'The trade, art or mystery of silk throwers of the City of London in the seventeenth century', *Guildhall Misc.*, VI (1956), pp. 25-30.
- Wadsworth, A.P. and Mann, J. de L., *The cotton trade and industrial Lancashire, 1600-1780* (Manchester, 1931).
- Wareing, J., 'Changes in the geographical distribution of the recruitment of apprentices to the London companies, 1486-1750', *J. Hist. Geog.*, VI (1980), pp. 241-9.
- Wrigley, E.A., 'A simple model of London's importance in changing English society and economy, 1650-1750', *P. & P.*, 37 (1967), pp. 44-70.
- Wrigley, E.A. and Schofield, R.S., 'English population history from family reconstitutions: summary results, 1600-1799', *Pop. Stud.*, XXXVII (1983), pp. 157-84.
- Wrigley, E.A. and Schofield, R.S., *The population history of England, 1541-1871* (Cambridge, 1981).
- Wunderli, R.M., *London church courts and society on the eve of the Reformation* (Cambridge, Mass., 1981).

付表A 既婚夫婦の職業

妻の職業	夫の職業
家事奉公人	白目細工師
家事奉公人	指物師
家事奉公人	雑貨小間物店(廃業)
家事奉公人	家事奉公人
家事奉公人	石工
家事奉公人	雑貨小間物店(廃業)
家事奉公人	毛髪販売 (債務者監獄)
家事奉公人	ニューカッスル公の馬丁
家事奉公人	船員
家事奉公人	船員
家事奉公人	料理人 (海上)
家事奉公人	家事奉公人
雑役掃除婦	ダンス教師
洗濯・擦り磨き掃除	靴職人
洗濯・擦り磨き掃除	船員
洗濯・擦り磨き掃除	鍛冶屋
洗濯・擦り磨き掃除	仕立屋 (従軍中)
洗濯・擦り磨き掃除	床屋・ファッション用鬘職人
洗濯・擦り磨き掃除	靴職人
洗濯・擦り磨き掃除	靴職人
洗濯・擦り磨き掃除・病人看護	仕立屋
洗濯・擦り磨き掃除	木挽き
洗濯・擦り磨き掃除	労働者
洗濯・擦り磨き掃除・衣服作り	鼓手
掃除	駕籠かき
掃除	銃鍛冶
手袋洗濯屋	時計職人
乗馬用フード付きマントとスカーフの洗濯	兵士
絹製品洗濯	靴職人
絹製品洗濯・糊落し	馬車御者
糊付け屋	靴職人
糊落し	船員

糊落し	なめし皮ケース職人
リネン製品洗濯	労働者
リネン製品洗濯	駕籠かき
洗濯とリネン製品糊付け	船頭
上質リネン製品洗濯・単純作業	馬丁
洗濯	靴職人
洗濯	パン屋(現在海上)
洗濯	料理人
持ち帰り洗濯	仕立屋
洗濯・その他まっとうな働き	屋根屋
洗濯・単純労働・ずた袋作り	船頭
洗濯婦	ブリキ屋
洗濯婦	仕立屋
衣服洗濯	家事奉公人
衣服洗濯	ロープ屋
衣服洗濯	仕立屋(現在ハンブルグ)
衣服洗濯	船員(糧食隊長)
洗濯婦	左官
子供の世話	漁師
子供の世話	仕立屋
子供の世話	労働者
教区の子供の世話・掃除婦	靴職人・チェルシの年金生活者
乳母	馬車御者
病人看護	ジェントルマン(ジャコバイトで追放中)
病人看護	レンガ積み工
病人看護・洗濯および掃除	船員
病人看護	数学道具製作者
看護婦	庭師
病人看護・教区の子供の世話	ブローカ
病人看護	コルセット職人
看護婦	指物師
看護婦	税関給仕
病人看護・裁縫	兵士
病人看護・家畜売り	家畜売り
病人看護	馬車御者

病人看護・糸仕事	船員
病人看護・教区の子どもの世話	兵士・夜警
病人看護	船員
病人看護・絹糸巻き	牛飼い
助産婦	ジェントルマン
助産婦	フェルト帽職人
がん治療	手織り工
髪の毛折り曲げ	手織り工
糸紡ぎ	靴職人
糸紡ぎ	船員
靴職人用の糸紡ぎ	鍛冶屋
ウーステッド糸紡ぎ・日雇い仕事	船員
ウーステッド糸紡ぎ	船員
絹糸巻き	船員
絹糸撚り・洗濯	兵士
絹糸撚り職人	船員（在ジャマイカ）
編み物・裁縫・洗濯・看護	帆の修理人(海上)
糸靴下網	船員
レース修理	馬車御者
ボタン職人	鍛冶屋
チョッキ毛羽立て	船員
キルト縫い	グローサ
ファスチアン織の仕事着製作	艶出し荷造り人
古着製作販売	角細工人
リネン製品製作・編み物	荷物運び組合員
帽子職人	ジェントルマン・海軍士官
帽子職人	帽子職人・チェルシの年金生活者
ボディス(胴着) 職人	船員
コルセット職人	コルセット職人

コルセット職人
仕立屋
仕立屋・硬貨仲買人
仕立屋・コルセット職人
安価既製服店で働く
裁縫
お針子
針仕事・病人看護
針仕事
針仕事・洗濯
針仕事
針仕事
針仕事・ウーステッド折り畳業
針仕事
針仕事
針仕事
単純作業・乗馬用フード付きマント製作
単純作業・看護
単純作業・糊付け
単純作業・その他縫い綴じ仕事
単純作業
単純作業（他の女性雇用）
単純作業
単純作業
単純作業
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋・絹糸撚り・裁縫
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋
婦人服仕立屋

コルセット職人
靴職人（ジャマイカ在住）
仕立屋
仕立屋
兵士
金箔師
靴職人
労働者
船大工
床屋(廃業)
ジェントルマン・薬物販売
パン屋
梳毛工・占星術師
織布工
針金伸ばし職人
船員
仕立屋
香料屋
家事奉公人
グローサ
チェルシの年金生活者
宿泊酒場の馬引き
仕立屋
木挽き
ワイン醸造
ジェントルマン
ジェントルマン
船員
革物加工屋(失業)
船員
ワイン醸造
ガラス研磨屋
靴職人
写本彩色屋
刀立て師

婦人服仕立屋	コルセット職人
婦人服仕立屋・エールハウス経営	居酒屋
スカーフと婦人服製作	パン屋
婦人服仕立屋	コルセット職人
婦人服仕立屋	ジェントルマン・事務弁護士
婦人服仕立屋	ジェントルマン
婦人服仕立屋	内装職人
市への荷運び	蹄踵屋
小口呼び売り女	広幅絹織布工
リネン製品売り	船頭
宿泊居酒屋女給・水売り・日雇い	船大工
タバコパイプ	船員
バタ卵売り	荷運び
陶器売り	靴職人
陶器行商	醸造業者奉公人
ペストリ料理用材販売	指物師
古着売買	撚糸工
古着売買	家畜引き
茶、チョコレート売り(店舗なし)	船員
茶売り	労働者
路上パイ売り	兵士
パン売り	兵士
魚と果物売り	船員
魚と果物売り	兵士
貯蔵庫の果物売り	仕立屋
ハーブと果物売り	酒場の事務所労働者
果物売り	鉄鍛冶(長期療養中)
ハーブ屋・信徒用長椅子管理人	大工
果物売り	船員
果物と青物売り	大工
果物売り・針仕事	ワイン醸造屋
石炭と材木売り	パン屋・石炭売り
陶器屋	陶器職人
絵画屋	レンガ積み工
質屋	出版物販売・衣服売り

レースとオランダものなど販売	ジェントルマン
トランクと箱売り	ジェントルマン
上質キルト売り	ジェントルマン
チーズ類屋	チーズ屋
婦人用帽子店	ジェントルマン
婦人用帽子店	ジェントルマン
雑貨店	ジェントルマン
雑貨店	ワイン樽屋
雑貨店	仕立屋
雑貨店	馬車御者
雑貨店	家事奉公人
雑貨店(教区が地代支払い)	船員
雑貨店	船員
牛乳配達婦	労働者
ペストリ料理人	ペストリ料理人
パン職人	パン屋
パン職人	パン屋
料理店	焼き料理人
料理店	船員
飲料売り・パイ職人	音楽師
飲料売り・子共看護	大工
強い酒(スピリッツ) 販売	鋳物職人
宿泊付居酒屋	ワイン醸造屋
ブランディ・砂糖・更紗販売	船員
ブランディ店	牡鹿角笛吹き
蒸留酒屋	蒸留酒屋
蒸留酒屋・デザート菓子販売	馬車御者
パブ	道具箱職人
パブ	骨組み剃り職人
パブ	女王御用達花火師
パブ・居酒屋	居酒屋
パブ	居酒屋
パブ	船員
居酒屋	家大工・居酒屋
パブ	居酒屋

居酒屋	居酒屋
パブ	居酒屋
エールハウス経営	居酒屋
パブ	仕立屋・パブ
パブ	ラッセル令夫人出入庭師
パブ	ジェントルマン
パブ	ブリキ屋
パブ	仕立屋
レンガ職人・魚と果物売り	レンガ積み工
船員の給与手形の割引換金	船員
収監者の用足し	刑務所のカギ管理
陶器屋	指物師
ウイスキー携帯瓶職人	船頭
パイプ屋	パイプ屋
トリニティチャペルの教区委員	針金伸ばし職人・トリニティチャペルの事務員
籐椅子職人・衣服修理	鞍骨受け皿職人
学校教師	銀行の調査員
女性教員	帽子屋
女性教員	ジェントルマン
重労働	船員(現在ジャマイカ)
日雇い労働者	日雇い労働者
労働者	船員
日払い労働	靴職人
真っ当な労働者	船員

注：同様な表については、ジョージ『ロンドン生活』付表VI 参照。

同付表は、主として18世紀後半の夫婦の職業を列挙している。

中央刑事裁判所に上告された証人、訴追者、収監者の記録の開廷録を利用して

している。ジョージはその表から、本稿と同様、夫婦間の協働が存在しないことを見出していた。

同表には86組の夫婦が載っているが、うち8組は粥 (saloop) 売りという同じ職業で働いており、2組は織布工として、

また靴職人、仕立屋、肉屋、内装職人と「市を開いている」という

各1組は同じ職業で働いていた。

この他、3人の妻は夫と極めて近接した職業で働いていた。
しかしその他全員は完全に異なる職業で働いていた。
そうした職業の中には泥棒や盗品買受、万引きなどがあった。
これらの職業は、教会裁判所の記録係に告白した本研究の
サンプルの中には当然見られない。

典拠：「雇用」サンプル（表2参照）

付表B 「雇用無し」の妻の夫の職業

ジェントルマン・専門職	人数	内親方数
ジェントルマン・エスクワイア	17	
将校	5	
政府役人	4	
税官吏	3	
徴税人	2	
外科医	3	
弁護士	1	
聖職者	1	
会計士	1	
執行官	1	
商人・店主		
商人	3	
為替ブローカ	1	
毛織物仕上げ商	2	
内装職人	5	
小間物商	2	
帽子屋	2	
材料屋	1	
仕立商	1	
リンネル製品商	1	
宝石屋	1	
煙草屋	1	
衣料		
織布工	5	内2親方
仕立て屋	4	内2親方
靴屋	2	内1親方
リボン職人	1	内1親方
ボタン職人	1	
絹靴下職人	1	
帽子職人	1	
建築・家具		
大工	4	

塗装屋	4
指物師	4
レンガ積み工	3
左官	3
石工	3 内1親方
木挽	2
漆工	1
ろくろ工	1
肉切	1

食料・飲料

パブ店主	2
醸造業	2
ワイン醸造屋	2
酒場	2
宿屋	1
ブランディ販売	1
ワイン樽屋	1
料理人	1
グローサ	1
チーズ屋	1
獣脂蠟燭商	1
ショウガ風味パン焼き	1
豚屋	2

金属業

刀剣屋	2
鉄鍛冶	2
鋳物職人	1
白目細工師	1 内1親方
刃物屋	1
錨鍛冶	1
時計職人	1
砲床職人	1

海上・河川

船長・商船長	3
幹部船員	4
船員	9

船頭	4
舳船屋	1
漁師	1
船大工	1

その他の職業

床屋	2
庭師	3
馬車御者	3
駕籠かき	2
労働者	2
かつぎ人夫	2
炭焼き	1
製本屋	1

不明	54
----	----

親方内数は言及があった場合のみ。他の大半も親方であったと思われる。

典拠：「雇用」サンプル(表2参照)

訳者あとがき

以上は、Peter Earle, [1989] ‘The Female Labour Market in London in the Late Seventeenth and Early Eighteenth Centuries’, *Economic History Review*, Vol. 42, No. 3, pp. 328-353 の文献リストを除く全訳である。翻訳中の〈 〉内の見出しタイトルなど及び以下の訳注は訳者による補足である。

以下の訳注では、本稿以降の研究との関係も補うように努めたが、原著出版後年月もかなり経過しており、以下での補足もその一部に過ぎない。なお、訳注は該当する原注との関連で記した。翻訳の過程で多くのご教示ご助力を得ることができたことを感謝したい。あり得べき誤りは当然訳者に帰すものである。*

訳注〈 1 〉（注 2）

この文章は、フランス革命と女性史に関する雑誌論文[Hafton, 1983]からの文字通りの引用であり、他の部分と原文英語の文体が全く違うので意識をした。

訳注〈 2 〉（注 15）

本稿の対象は、近世ロンドンの女性であることはタイトルからわかる。しかし、必ずしも中流層・中産階級の女性のことではない。

この点がいささか危惧されるのは、アールの研究が中流層ないし中産層（ここでは慣例に従い区分する）研究とやや複雑に絡み合っているからである。特にわが国では、アールが多少なりとも注目されたのが、2000 年前後に中流層・中産階級研究が盛んのところであった。実際、既に訳出されている彼のもう一つの論文も中流層研究の論文集に寄稿されたものである[Earle, P., 1994, ‘The Middling Sort in London’, Barry, J., and C. Brooks, (eds.), 1994, *The Middling Sort of People, Culture, Society and Politics in England, 1550- 1800*, Macmillan: 山本正(訳), 1998, 「ロンドンにおける中流層」同(監訳), 1998, 『イギリスのミッドリングソート【中流層を通してみた近世社会】』昭和堂]。また、アール自身、本稿の直後に『イギリス中産階級の形成』*The making of English middle class*（上記文献リスト中では近刊とされているが、以下[Earle, 1989a]とする）を発表している。さらに上述のように翻訳されている中流層の論文集が出た年 1994 年には、アール自身も『人々で溢れた町ロンドン』[Earle, 1994a, *A city full of people: men and women of London 1650-1750*, Methuen]を出版している。その第 4 章は「女の仕事」と題され、サンプル数が倍近くに増やされ、中流層と思われるサンプルを加えた上で本稿と同様の分析をしたものである。

* 本稿作成の文献収集に際し都立大学経済図書室司書石井かほりさんからご助力を得た。

こうした、アール自身の中流層・中産層研究とのかかわりや紛らわしい用語法にも関わらず、本稿自体は中流層・中産階級そのものを対象としたものではない。アール自身によれば、「貧しい女性にいくらか偏っている」とのことである。すなわち、商人などの「社会階層の高い職業に従事する者の妻が非常に少ない」。一方で、店主や手工業者など「下位中流層 (the lower middle class) の妻などは十分に含まれている」。さらに「職人および労働者階層といった中流層より下 (below the middle class) の妻については非常に良く反映できている」と言うのである[6, 7 頁]。つまり本稿の中心対象は、当時の一般的表現では、働く貧民 (the labouring poor) と中流層 (the middling sort of people) の下位 という二つの層の女性ということになる。

ここでは、働く貧民とは農村の日雇い労働者や都市の雇われ職人 (journeymen) のことを指すものとする。一方、下位中流層とは農村のハズバンドマンや都市の店主や親方職人を指すものとする。この時代、下位中流層は上位中流層すなわち農村のヨーマンや都市の市民権取得者 (freemen) である商人やゆたかな職人から区別されるようになってきた。この中流層内部の上下の区分は、中世以来近世初頭でも非公式には意識されていたものの、17 世紀以降公式にも区分が意識されてきたと言われる [Wrightson, K. & D. Levine, 1995, *Poverty and Piety in an English Village Terling 1525 - 1700*, 2nd ed. Clarendon, p. 35 ; Wrightson, K., 1993, *English Society 1580-1680*, Hutchinson, p. 37: 中野忠 (訳), 1991, 『イギリス社会史 1580-1680』リプロポート, 54 頁; 米山秀, 2008, 『近世イギリス家族史』94-5 頁]。アール自身はこうした下位中流層以下の区分を明確に意識しつつもその境界が閉鎖的ではなかったこともまた強調している。例えば、「家事奉公は、この階層の女性にとって最も一般的なものである」[表 10, 15 頁]とした上で、「もちろん、家事奉公は中流層 (middle-class) の職業とは言えないが、多くの家事奉公人は結婚によって中流層の下部 (lower strata of the middle class) に入り込んでいった」ことを併せて参照するようとしている [Earle, 1989a, p. 76]。あるいは、ロンドンの成人女性の 3 分の 2 は市外からの流入者であるが、もともとは農村の中流層 (middling people) の出身者である。しかし、流入後彼女たちは生活費を家事奉公で稼がざるを得ず、またその立ち振る舞いからもこれらの女性がロンドンで中流とみなされることは困難であった、としている [Earle, P., 1994, p. 153: 山本 (訳), 1998, 「ロンドンにおける中流層」同 (監訳), 1998, 198 頁]。

つまり、アールは中流層→家事奉公人→中流層というライフ・サイクルを想定していたと言える。家事奉公人は、徒弟や農業奉公人と共に、当時のいわゆるライフサイクル・サーバントの 1 形態を構成しており、かなりの社会構成比を占めるものとみていたといえるであろう。さらに、アールはヴィクトリア期中産階

級の意識の直接の祖先を、この時期の中流層であったとする。しかも、とりわけ中流層の災難に対する自衛的互助的意識を引き継いだのは、自信に満ち溢れた中産階級一般ではなく、下位中産階級 (lower middle class) と品格のある労働者階級 (respectable working class) であったことも強調している [Barry, J., 1994, 'Introduction', Barry & Brooks, (eds.), 1994, p. 14: 山本 (訳), 1998, 「序章」同(監訳)21頁]。そうだとすれば、アールの関心のあった近世中流層もそのすべてではなかったと言えよう。そこで、上述のような本稿の対象階層は、教会裁判所記録という史料的制約を反映したものであろうが、また同時にヴィクトリア期と近世の一定の階層意識の継承関係を探ろうとするアールの関心の反映ともみることできる。

この時期に内部区分を含みつつ、依然として何らかの共通特徴を有する一つの階層があったことは古くから様々なコンテクストで指摘されてきている。敢えて我が国の研究史で言えば、大塚久雄氏が明記した意味での「産業的中産者層」がそうした階層であろう。大塚氏は、中小資本家層とともに賃金労働者層の萌芽もそのうちに含みながら、ともに「資本主義の精神」の担い手であったという点で一つの階層的属性を有するものとして「産業的中産者層」を位置づけている。この点は今なお広く理解はされているとはいいがたいように思う。

訳注< 3 >

それではこうした女性の「労働市場」というのは何を意味しているのであろうか。アールはその特徴を3点指摘している。「高就労率」「夫婦別職業」「狭い職業範囲」の3点である。以下順次見ていく。

第1点。「高就労率」(注27)。

何らかの形で、つまり、全面的にせよ部分的にせよ自らの就労により生計を立てている女性が72%を占める[表8]。このことを長期の歴史の中に位置づけるとリチャーズのU字仮説、すなわち近世と現代で女性の就労率が高く、産業革命期には低かったという仮説を裏づけることになるという[13頁]。この高就労率については、アール自身もサンプル数を増やして5年後にも再確認している [Earle, 1994a, p. 114]。

もちろん、産業革命期の低就労率という点は近年の研究との関連ではそのままは言えないかもしれない。しかし、近世の高就労率に関しては、その後アール以降も確認されている。例えば、2008年にエリクソンは本稿を全面的に再検討している。自らも18世紀ロンドンの中層を含む女性の分析を行い、本稿と同様教会裁判所の尋問記録のほか、刑事裁判所やギルド資料も用い18世紀ロンドンの女性の労働状況の分析をしている。その結果、大半の女性は結婚後も労働市場におり、職人の妻など中層の女性も同様であるとしている。また教会裁判記録に

比して、刑事裁判記録に無職の妻が少ないことも示し、アールの分析結果における妻の40%もの高い非就労率[表8]が、教会裁判が扱う私的家的事件への偏りによるものである可能性を示唆している[Erickson, A., 2008, 'Married Women's Occupations in Eighteenth-Century London', *Continuity and Change*, 23:2. p. 292]。

ところで、その後2015年にはハンフリーズらによって中世以来産業革命期に至る女性の賃金データが提供されることになった[Humphries, J. and Weisdorf, J., 2015, 'The Wages of Women in England 1260-1850', *Journal of Economic History*, 75, 2]。近代に関してアレンの産業革命期の高賃金の経済論や、中世に関してザンデンらによる黒死病後の女子の賃金高騰論といった周知の議論も軒並み再検討の俎上に載せられている。近世に関して、黒死病後、女子の賃金は男子の賃金を追う形であったが、1500年以降性差は広がり、女子賃金は17世紀に若干回復したもののその後さらに下落していったことなどが示されている[Humphries and Weisdorf, 2015, p. 427]。とはいえ、まだそれらが女性の労働市場に持つ意味などは十分議論されていないように思える。

ハンフリーズ自身、アールが遺棄された妻と夫が現存する妻との区別をしていないことを指摘しつつ、妻と比して寡婦が高就労率であったことなど本稿のデータ[表10]に基づいて論じている[Humphries, J., 2010, *Childhood and child labour in the British industrial revolution*. Cambridge U.P. pp. 107-8]。

さらにシェパードは取引の大半が信用に基づくという当時の経済にあつて、資産運用における女性の役割の重要性を指摘するとともに、就労率の地域差・時期差があつたことを示唆している[Shepard, A. 2015, 'Crediting women in the early modern English economy', *History Workshop Journal*, 79, pp. 7-8]。

今後、本稿の結果も他地域・時期との比較が必要になってくるかもしれない。

第2点。「夫婦別職業」(注29)。

本稿冒頭ではアリス・クラークの古典が批判されているが、本稿で直接批判されているのは、スネールの「家族経済(family economy)」論[Snell, 1985, *Annals of the labouring poor: social change and agrarian England, 1660-1900*, Cambridge U.P.]である。スネール説は、クラークと同様な議論であるが、その解体は17世紀ではなく産業革命期であつたとするものであつた。その結果「労働の絆に基づく家族に代わり家族愛の絆に基づく家族が現れた」[Snell, 1985, p. 308]という形で近代家族の起源論も内包するものであつた。

こうした家族感情の解釈は、古色蒼然という感じもするが、むしろエンゲルス以来の現代に至るまで常に繰り返し振り返られる古典説ともいえる。家族史では20世紀後半の社会史ブーム初期のショータなどから、最新のダヴィドフらに

至るまでその影響は見られる [Shorter, E., 1975, *The making of the modern family*, Harper Torchbooks ; 田中俊宏 (他訳), 1987. 『近代家族の形成』 昭和堂 ; Flandrin, J. L. *Families: parente, maison, sexualité dans l'ancienne societe*, 森田伸子 (他訳) 『フランスの家族』 勁草書房 ; Davidoff, L., and Hall, C., 1987/2002/2019. *Family fortunes: men and women of the English middle class, 1780-1850*, Routledge ; 山口みどり (他訳), 2019, 『家族の命運 : イングランド中産階級の男と女 : 1780~1850』 名古屋大学出版会]。

こうした「家族経済論」に対して、アールは夫婦同職が極少数 (26/256) であることを示した上で [14 頁]、仕事における共働という主張を支持できるような仕事は「妻たちが従事していると述べた仕事の中にはほとんど見いだせなかった」と言うのである [15 頁]。さらに、寡婦も含めて女性の大多数は、「女の仕事 (women's work)」に就いていたとする。しばしば「女の仕事」というのはヴィクトリア期の社会的エートスの産物とみられがちだが、既にこの時期そうした仕事の区分が存在したことも強調している [Earle, 1989a, p. 164]。

この「家族経済論」批判に関しても、上記のエリクソンが検討している。繊維や小売りなどを除き、半数以下しか夫婦で同業に就くことはなかったとして、本稿の主張を再確認している。また、本稿では家事奉公の比重が大きいが、刑事裁判所記録に基づく、小売業の比重が大きくなることを指摘している。上述の就労率と同様、教会裁判所 (私的家内の事件) と刑事裁判所 (公的市場志向的事件) という相違と関連があった可能性を示唆している [Erickson, 2008, pp. 278, 293]。

さらに、上記シェパードも、夫婦の別職業という点は確認している [Shepard, 2015, p. 2]。その根拠として、以下で見るギルドなどでの男女の職業訓練機会の相違と並んで、男女の賃金差を挙げており上記のハンフリーズらの最近の知見 [Humphries and Weisdorf, 2015, p. 427] とも整合的であろう。

第 3 点。「狭い職業範囲」 (注 39)。

女の仕事が「狭い範囲の仕事」であったことは、19 世紀と何ら変わらなかったという点である ([Earle, 1994a, p. 116] でも確認されている)。つまり、産業革命期に女性の職業の範囲が狭められていったとするスネール説が批判されたことになる。「スネールの『年代記』 第 6 章は、女性の職業機会が 19 世紀より 18 世紀の方がはるかに広がったと主張し、女性が従事したことのある職業に関する印象的な表を付け加えている」と、女王まで職業に加えたスネールの表を揶揄批判する。スネールは「家族経済」が存在した 18 世紀以前には、女子も多様な職種で徒弟をしていたというが、本稿によれば女子徒弟の職業は限られていたというのである [注 45 も参照; 同様な批判は米山 秀, 1996, 「17 世紀前半イギリスにおける性別分業の一側面」『社会経済史学』 六二, 2, 53-60 頁]。

<訳注4>注(52)

本稿冒頭の問い「古き良き時代（「家族経済（体制）」）は近世には存在しなかったのか」という問いに対するアールの答えは、以上からも明らかのように否である。しかし、アールは、近世以前中世には「古き良き時代」は存在していたと想定している。ギルドの支配が強まるにつれ、女性が職業労働から排除されていた結果「古き良き時代」は近世になくなったのではないかという想定をし、その想定の本拠はヨーロッパ大陸の史実であるとしている。

もちろん、現在ではこうした大陸の歴史からイギリスの歴史を想定することはできない。確かに大陸に関しては、近世以降もギルドの排他性は強化されていき、フランス革命頃まで新たな営業特権が付与されたことが最近でも指摘されている。しかしながらイギリスに関しては、近世の大半の小都市でギルドは機能を失っていたことがクラークなどによって指摘された。さらにギルドが存続している場合にも、古典的な営業独占機関とはもちろん言えず、エプスタイ的な親方や徒弟への契約強制枠組とも言えなくなった。ハンフリーズが夙に指摘した様な自発的職業訓練を支援する機構になっていたことが例証されてきている[米山, 2018, 「エクセタ縮絨工ギルドの衰退のメカニズム--最近の二つの論争との関連で--」『比較都市史研究』第37巻第1, 2号36頁; Yoneyama, 2019, 'The decline of guilds and their monopoly in English provincial towns, with particular reference to Exeter', *Urban History*. Vol. 46, pp. 459, 460, 463]。

このようにギルドが変化していく中で、女子労働はどうなったのであろうかまず、中世ロンドンでは女子徒弟が10%ほどを占めていたことが知られている。この数値をみると大陸と同様女子労働の中世黄金時代論は支持されるように見えるかもしれない。しかし、中世女子徒弟の実態はそれとは大きくかけ離れていた。中世の女子徒弟の出身を見ると、富裕なジェントルマンやロンドン商人が父親であり、しかもその父親の多くは既に死亡していた。女子徒弟の契約後見人たる親族は女子徒弟が相続した遺産を徒弟入門料としてロンドンの親方に身元保証料のような形で払い込んでおり、職業訓練はもとより営業権ともあまり関係はなかったと考えられる[Hovland, S. R., 2008, 'Girls as apprentices in later medieval London', Davies, M. and A. Prescott (eds.), *London and the kingdom: essays in honour of Caroline Barron, Harlaxton medieval studies: proceedings of the 2005 Symposium*, XIV, pp. 187-188]。

その後、近世に入りロンドンで女子徒弟を規則で禁止していたのは織布工組合だけであった。しかし、実際には女子徒弟は厳しく排除されており、ロンドンでギルドによって登録される徒弟の大体1%が女子に過ぎなかった[Wallis, P., 2020, 'Apprenticeship in England', Prak, M. and P. Wallis, (eds.), *Apprenticeship in Europe*, Cambridge U. P. pp. 269-270]。もちろん、

近世のイギリス徒弟制には規則から乖離した流動性があったことは指摘されている [Minns, C., and P. Wallis, 2011, 'Rules and Reality: Quantifying the practice of apprenticeship in early modern England', *Economic History Review*, Vol. 62, No. 2, p. 575]。とはいえ、多様な流動性のすべてが明らかにされているわけではない。女子徒弟に関しては、近年ゴウイングが規則から二つの乖離があったことを指摘している。第一の乖離は、いわば規則の拡大解釈である。17 世紀後半ロンドンでは、男子徒弟用とは別に女子用に手直しされた女子徒弟用契約書があり、女子徒弟が一定数いたことは間違いない。しかし、それらは少数であり、夫の名義を借りた女性親方の下に出された徒弟で、3 分の 1 はジェントリ家系出身者で中世の女子徒弟と同様な性格であった。しかし、中流層出身者の女子徒弟の場合、女性親方の夫の所属する組合の職業が正式な訓練職業とされるものの、実際には裁縫など本稿と同様な職業活動が推測されている [Gowing, L., 2016, 'Girls on forms: Apprenticing young women in seventeenth-century London', *Journal of British Studies*, 55, pp. 452-3]。地方都市に関して、女子徒弟の実際の職業と親方の職業名との乖離は [米山, 1996, 57 頁; 米山, 2008, 177-81 頁] で既に明らかにされている。

しかし、これとは別に規則からの第二の乖離も見られた。ギルドの規則自体が適用されないという乖離である [Gowing, L., 2016, p. 451]。近世ロンドンの人口増加は徒弟数の増加だけからは説明できず、「正規の手続き」を経していない徒弟がかなりいたことが推定されてきた [Brooks, C., 1994, 'Apprenticeship social mobility and the middling sort, 1550-1800', *The middling sort of people, culture, society and politics in England, 1550-1800*, Macmillan, p. 63; 川島昭夫(訳)1998 年「徒弟制度、社会的、中流層、1550-1800 年」, 山本(監訳)前掲書, 80-1 頁]。これは地方都市の非登録徒弟に相当するもので、徒弟登録なしの「徒弟制による市民」の数として検出されるが、ロンドンではこの手法が使えないので数は不明 [米山秀, 2016, 「非登録徒弟と工業化産業革命以前のグロスタ市の事例」『比較都市史研究』第 35 巻第 2 号, 14 頁; 米山秀, 2014, 「徒弟制と市民権の変質--近世イングランド西部の都市の事例--」『比較都市史研究』第 33 巻 1 号参照]。

こうした非正規の徒弟たちが、近世末のロンドンでは、リバリ・カンパニの制裁が及ばない郊外に住みついていた。特に 17 世紀末には、内乱, 空位期や 1666 年の大火などがこの流れを加速していった [Berlin, Michael, 2008, 'Guilds in Decline? London Livery Companies and the Rise of a Liberal Economy, 1600-1800', Epstein S. R. and Maarten Prak, *Guilds, innovation and the European economy, 1400-1800*, Cambridge U. P. p. 325]。すなわち、上記の男子扱いされた徒弟とは別に、郊外などで男子と同様な女子の非正規職業訓練も増加していったの

である[Gowing, 2016, p. 451]。特にこの時期の女子の場合、マンチュアと呼ばれる婦人ドレスの流行もあり急速に男性仕立工が衰退していき、女性の仕立業や裁縫業が興隆していった[Prior, M., 2006, 'Women and the Urban Economy: Oxford 1500-1800', M. Prior, (ed.), *Women in English Society 1500-1800*, Methuen, pp. 113-115: 酒田利夫(訳), 1989, 「女性と都市経済」三好洋子(編訳)『結婚・受胎・労働 イギリス女性史 1500-1800』刀水書房 154-5 頁]。こうした時代の流れを男子熟練仕立工の側から見れば、ロンドン仕立工職人組合の営業独占崩壊と労働組合化ということになろう[坂巻清, 1987, 『イギリス・ギルド崩壊史の研究』有斐閣、355 頁以下]。

本稿の付表 A 既婚夫婦の職業の妻の職業欄からも、婦人服仕立て屋や裁縫業関連が目につくのもこうした背景があったと考えられる。この表の中にも非公式の職業訓練を受けた経験がある者が少なからず含まれていたと思う。

本稿冒頭に登場する 20 世紀初頭の女性史の古典の著者アリス・クラーク自身は裕福な家業の商会の継承者でもあり[米山, 2008, 50 頁]、たとえ労働監督をしながら女性労働者達に大いに思いを馳せていたとしても、自身と同様な理想を追い求め、近世の歴史的史料の断片やギルド支配以前の中世の女性経営者の歴史の中に読み込んでいったように思える。しかし、それらは中世でも近世でも例外的なジェントリ階層の女性のみで、その多くは職業実態もなかった。本稿の対象である中層以下の女性にとって、近世は女子労働の機会が前後の時代と比して大きく、生活のためとはいえ女子労働の黄金時代だったともいえる。いずれにせよこうした職業生活の中で後代の中産階層の重要な属性が形成されていったとアールは見ていたのである。現時点では史料的制約などをいくつか指摘でき、必ずしもその職業生活の全体像とは言えないが、一定の問題に焦点を絞った具体像を提示していると言え今なお参照されるべきものであろう。

のみならず、男性も含めこの時代に進行していた変化、非公式の職業訓練機会の増加など比較経済史的にも重要な変化を示唆するところが少なくない。

訳注<5>24 頁

著者ピータ・アールは執筆時ロンドン大学所属(LSE)で、インターネット[encyclopedia]などによると 1937 年生まれで今だ存命である。ダニエル・デフォや海事史についての著書があるようだが、本稿にも引用されている『イギリス中産層の形成』[Earle, 1989a]が主著で、クリストファ・ヒルなど著名な史家による書評もある。尤も実際に翻訳されているのは依然上記 1 論文だけと思われる[†]。

[†]本稿は科学研究費 20K01810 による成果の一部である。